

日本国際情報学会誌
2009年度

ISSN1884-2178

国際情報研究



通巻 第6号
日本国際情報学会

(目次)

巻頭言	-----	1
研究論文		
中国における経済と環境の「統合」 青山 周	-----	2
政治意識におけるフレーミング概念の検討 木村 純	-----	14
メタファー対照に基づくビジネススピーチ分析 清水 利宏	-----	20
映像になったオペラの最善の使い方 —オペラ作品の充実した観賞力への道— 鈴木 満由美	-----	29
インターネット上における名誉毀損 安保 克也	-----	39
研究ノート		
三木清の『人生論ノート』における死の立場 柏田三千代	-----	51
発達障害の子どもたちへ教育的支援の考え方 児玉 善子	-----	53
書評		
坂野徹『帝国日本と人類学者 1884—1952年』勁草書房、2005年 素朴な、あまりに素朴な「人類学史」論 ——問われる「科学史」的観点・政治的「イデオロギー」性—— 増子 保志	-----	57
廣野由美子『批評理論入門』中公新書、2005年 小説「批評」の方法論と論理構造を徹底解剖 長井 壽満	-----	60
総会・研究大会報告	-----	62
日本国際情報学会誌規程	-----	65
編集後記	-----	68

巻頭言

日本国際情報学会 編集委員長
日本大学大学院総合社会情報研究科 教授
研究科長 佐々木 健

『国際情報研究』第6号をお届けします。本学会が日本学術会議協力学術研究団体の指定を受け、国際標準逐次刊行物番号 (ISSN) を取得して初めての刊行となります。

「研究ノート」と「書評」の欄を新設しました。前者は、まだ萌芽的な形態ではあれ構想が勝れている論考、思い切った発想に立つ設問、等を積極的に取り上げるためです。後者は、日本では「批評」が独立した知的活動の領域として確立されていないとの認識に立ってのことです。戦前、「クリティシズムの哲学」を唱導した戸坂潤の偉業が偲ばれます。

頭の二つある黄泉の国の番犬ケルベロス、その脇腹に噛み付くオオヤマネコ。17世紀前半、フローレンスに集ったその lynx たちの学術団体、アカデミア・デイ・リンチェイは暗黒・無知に対する光明・智慧の闘いの輝かしい一里塚でした。学会というものはこの人類の歴史的営みに、どんなに控えめな形であれ参画するものであってほしいと願うものです。

(WY)

研究論文

中国における経済と環境の「統合」

青山 周

日本大学大学院総合社会情報研究科

Development and Ecology in Chinese Economy

Meguri AOYAMA

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

In this essay the writer traces the historical process of the making and carrying out of policies concerning environmental protection by the Chinese government since 1980s.

While making great progress in national economy, China has made efforts in the field of environmental protection for the last three decades: it has spent a large amount of money to save energy and reduce pollution. However, back in 1980s the need for economic growth came first, so the issue of environmental conservation was outweighed. Although the government came to realize the necessity of tackling the environmental problem in the 1990s, it failed to make effective, practicable and lasting policies on the matter. In the 21st century, the government has to change the situation. Confronted with the whole issues of environmentalism, the first thing that the government has to do is to modify the “Economic Development First” principle and work out the best fit between economic development and environmental protection.

■ キーワード： 中国、環境、持続可能な発展、政策、制度

1. はじめに

中国の環境政策をめぐる状況が大きく変化している。30年にわたる改革・開放政策において中国政府は市場原理を漸進的に導入して経済を発展させた。現在、更なる発展を目指して経済・産業構造の高度化を進めているが、こうした中で、中国は数々の新たな難題に直面している。そうした難題の一つが環境問題である。

中国は1970年代前半に環境汚染の実態に対して認知し始め、環境保護に関する行政を構築するとともに政策を次第に法制化していった。しかしながら、環境政策を進めるには企業の生産活動や人々の生活において環境保護のための新たな費用負担を求めることになる。1970年代あるいは改革・開放政策から

間もない1980年代の中国では経済発展レベルがまだまだ低く、限られた資金や予算を環境のために費用をかけるという意識が企業にも、そして消費者にも欠如していた。経済成長を支える枠組みに環境の観点が入り込む隙間はなかったと言える。

こうした考え方に変化が生じ始めたのは、冷戦が終焉し、伝統的な安全保障問題から人間の視座から見た安全へと国際社会の関心が移行して地球規模の環境問題が脚光を浴びた1992年の地球サミットを契機としてである。中国においては社会全般にわたる変化ではなかったが、国際潮流の中で環境問題の重要性が増す中、政策立案に従事する中央政府の行政や研究機関の幹部や研究者に中国も政策を転換させなければならないという意識が台頭した。そうした考えはトップにまで浸透し、江沢民総書記は1992

年10月の第14回党大会での報告において、「経済全体の粗放経営から集約経営への転換を促進する」と述べ、資源・エネルギー利用の効率化を目指す考えを表明した。¹

1989年の天安門事件で国際社会の信任を失い、海外とのパイプが細る中、中国は地球サミットに積極的に参加した。地球サミットを受けて、中国政府は中国版アジェンダ21の策定作業を開始したが、1994年には62件の具体的プロジェクトとともに中国版アジェンダ21を策定し、国際会議を開催して中国の政策をアピールするとともに、国際協力と呼びかけた。²中国アジェンダ21において、経済発展と環境保護を両立させる「持続可能な発展」が中国の政策の柱として登場した。

中国において、1990年代半ばに環境は中央政府の重要政策課題として登場したが、改革・開放路線で経済成長一辺倒の当時の中国においてそのまますぐに政策として制度化されなかった。経済成長を中心とする経済・産業政策の中に環境や省エネ・省資源が組み入れられていなかったからである。中国政府が単なる政策目標でなく実効性を持つ政策として環境問題に取り組むには環境政策と経済・産業政策とに齟齬が生じた場合に、経済発展や産業育成よりも環境保護を優先する総合的政策体系を構築する必要がある。環境政策を政策全般に「内在化」させ、政策全体をグリーン化するシステムが構築されたときに初めて中国は環境政策に制度化されたと評価できるのである。

しかし、政策として実現した経済と環境の統合も、単に法律として公布されただけでは中国において決して実行されることはない。中央政府によって決定

された環境政策が中国の社会において実行されるためには当該政策に対する社会の理解や認知が深まっていかなければならない。

そこで本稿では、まずノースの制度論を参考にし、理論的枠組みを考えた後、近年の中国における経済と環境の統合に関する政策形成過程を考察し、前述の理論枠組みを活用して中国における経済と環境の統合の特徴を分析していきたい。³

2. 分析の枠組—「政策研究」

ダグラス・C・ノースは『制度・制度変化・経済効果』において、制度を「インフォーマルな制約」と「フォーマルな制約」に分けた。ノースの制度論によると、本稿で検討する「政策」は「フォーマルな制約」にあたる。「政策」と表裏一体となっているものが、フォーマルな制約と対照的關係にあるインフォーマルな制約であり、この二つが制度を構成し、制度変化を方向づけることとなる。⁴

制度論における政策の位置づけは図表1のように整理できる。

(図表1) 制度、政策に関する基本的枠組み

制度	フォーマルな制約	政策
	インフォーマルな制約	文化・社会的規範 「制度を支える精神」 (ウェーバー)

(注: ノース『制度・制度変化・経済効果』より筆者作成)

ノースが指摘するように、フォーマルな制約やルールは先進国においてすら、「選択を形成する制約集

¹ 「加快改革开放和现代化建设步伐，夺取有中国特色社会主义事业的更大胜利—江泽民在中国共产党第十四次全国代表大会上的报告」（1992年10月12日）
http://news.xinhuanet.com/ziliao/2003-01/20/content_697148.htm に2009年11月10日アクセス。

² *China's Agenda 21 - White Paper on China's Population, Environment, and Development in the 21st Century*, China Environmental Science Press, 1994
国家計画委員会・国家科学技術委員会『中国21世紀議程 優先項目計画』1994年

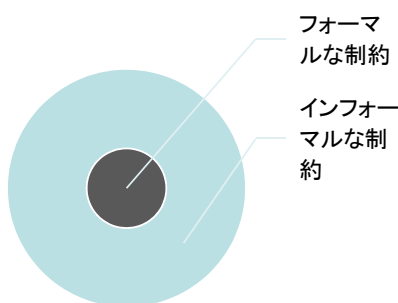
³ 第2節「分析の枠組—政策研究」については、『中国研究論叢』第9号掲載の拙稿「中国環境政策—制度化の進展とその特質」の第1節『「フォーマルな制約」と「インフォーマルな制約」』を修正した。

⁴ ダグラス・C・ノース『制度・制度変化・経済効果』（竹下公視訳）晃洋書房、1994年12月20日、48-72頁

合のわずかな部分を占めるにすぎない。」⁵法律が守られないのは法体系の不備による場合もあるが、マックス・ウェーバーによるなら法律を守ろうと自立的に考える「制度を支える精神」が社会に欠如しているからである。このようにして、「フォーマルな制約」と「インフォーマルな制約」とは制度を構成し、制度変化を方向づける。こうした観点から考えるならば、政策形成、政策転換は政策決定や経済理論の問題にとどまらず、社会をも含む政治、経済のダイナミズムの中で研究していくことにより、新たな分析枠組みを提示できるものと考えられる。⁶

ノースの以上のような分析を整理すると図表2のようになる。明文化された法律などフォーマルな制約はインフォーマルな制約の内なる集合となる。インフォーマルな制約が社会の常識となり、誰もが遵守すべきルールとなると、フォーマルな制約となる。

(図表2)
フォーマルな制約とインフォーマルな制約



フォーマルな制約とインフォーマルな制約とには相互作用が存在すると考えられる。

インフォーマルな制約からフォーマルな制約への作用については、ノースの指摘するとおり、社会の規範が明文化された法律に形を変える場合である。幅広い社会の通念が制度化される。フォーマルな制約からインフォーマルな制約への作用としては、フォーマルな制約をもって、上からの改革で、モデル

的に示された法律を人々の生活へと定着させるケースなどである。中国のクリーナープロダクション促進法、循環経済促進法など、罰則規定のゆるやかで、基本法的な色彩の強い法律と普及がその典型と考えられる。

フォーマルな制約に違反した者は法的罰則の適用を受ける。インフォーマルな制約に違反した者は社会的罰則の適用を受ける。しかし、もし社会全般がより高度な統治へと移行するならば、その境目は曖昧なものとなる。一般に市民社会の発達した社会においては、インフォーマルな制約という領域において、例えばある企業が社会通念に違反した行動をとった場合、社会的制裁によって信用が失墜し、市場によってきびしい処罰が与えられる。

中国では中央政府により環境政策はもとより経済・社会に関わる様々な分野において積極的に法律づくりが行われており、制定した法律に基づいて政策の実行を地方政府や国有企業に求めている。しかし、政策を実行することが求められている現場において法律で謳われている趣旨が依然として理解されおらず、政策が実行されていないケースは枚挙に暇がない。中国では中央政府がせっかくだいい法律を制定しても、実行段階において地方政府や国有企業がなかなか言うとおりに動かない、あるいは面従腹背してしまうことから、政策形成の段階と実行の段階とは大きな乖離が認められることが多い。社会的罰則というものも現段階では限定的である。

政策形成段階から広く市民参加が行われている先進国には見られない特徴を中国は有しており、こうした特徴を分析するのにノースの制度論は一定の有効性を持つと考えられる。

3. 経済と環境の統合に関する政策形成

本節では、近年の中国における経済と環境の統合

⁵ 同書、48頁。

⁶ 中兼和津次は『中国経済発展論』（有斐閣、1999年3月30日）において開発戦略に関して同様の提案を行っている。同書、153頁。

に関する政策形成の動きを時系列的に考察する。⁷

3.1 新工業化路線

2002年の第16回党大会において、江沢民総書記は報告の中で、「構造を高度化し効率を向上させる基礎の上に、国内総生産を2000年から2020年に4倍にする」目標を提示した。⁸4倍増に向けた政策において第10次5カ年計画と2010年までの前半の10年における施策である経済建設と経済体制改革として柱として取り上げたのが「新工業化路線」と持続可能な発展戦略である。

江沢民総書記の大会報告では新工業化路線は江沢民時代において重点政策であった「科教興国」というハイテク、情報化を推進する近代化路線が前面に打ち出されている。報告は「科学技術を第1生産力としての重要な役割を發揮させ、科学技術の進歩と労働者の素質を向上させることを重視し、経済成長の質と効率を改善する」と経済成長の質に言及している。その後、ハイテクや知的所有権保護について紹介したあと、持続的発展を十分に突出した地位に位置づけると述べ、計画出産と併せて「環境保護と資源保護という基本的国策を堅持する」ことを明示した。

新工業化路線は、持続的発展や環境保護、資源保護などに言及したが、環境を政策全体に浸透させる路線にまで昇華させる問題意識はまだなかったものと思われる。しかしながら、党大会後に経済担当省庁や地方政府の幹部、エコノミストらの「新工業化路線」論争において、「資源の犠牲、環境破壊という代価をはらうような従来型の工業化では袋小路に陥る」という意見が出され、「経済効率が良く、資源の消耗が少なく、環境汚染の少ない新しい工業化路線を歩むべきだ」との議論が次第に広がっていった。⁹

⁷ 本節は、拙著『中国環境ビジネス』第4章「経済・産業政策のグリーン化」を修正した。

⁸ 江沢民の報告の該当部分については、以下を参照。
http://news.xinhuanet.com/newscenter/2002-11/17/content_632260.htm 2009年11月10日アクセス。

⁹ たとえば以下を参照。
<http://www.china.com.cn/chinese/jingji/249217.htm>
<http://www.china.com.cn/chinese/jingji/238404.htm>
2009年11月10日アクセス。

3.2 「外圧」

第16回党大会で提案された新工業化路線が国内の要請に基づいた方針であったのに対して、持続可能な発展という国際的に広く認知された観点から、海外の有識者の意見を踏まえた建議が党大会直後の2002年11月23日から25日にかけて開催された環境・発展国際合作委員会の審議の結果として国務院に提出された。¹⁰

環境・発展国際合作委員会の建議は具体的には以下の通りである。

第1に持続可能な発展の総合的政策決定を強化するために政府の環境保護の協調メカニズムを改善する。総合的方法を通じて政策を制定し実施することは全世界に普遍的に認められているところである。このような政策が部門を超えた影響を解決し、環境と資源保護の体制的障害を解消し、各機構の内部において持続可能な発展の内在化を実現しなければならない。第2に、政府、企業、公民に持続可能な発展の協力パートナーの関与と能力を構築することである。第3に、企業の環境保護を奨励することである。政府は経済奨励手段及びその他の総合的手段を強化して、企業が環境保護に参画するよう導くことができる。これには、污水や廃棄物の処理費の適切な引き上げ、潜在的コストと資源価値を反映した価格の確保、環境関連標示（エネルギー効率表示、環境ラベルなど）、グリーン・プロダクツの研究・開発の奨励などが含まれる。第4に民間NGOの発展を奨励し、環境情報公開制度を構築し、もって環境政策の決定、環境保護活動および環境監督に参画させる。これに対して中国政府は、環境・発展国際合作委員会に、環境友好と資源節約のルートを通じて持続可能な経済体系を構築することを承諾している。また建議は持続可能な生産モデルとともに持続可能な消費モデルについて言及している。「今後5年ないし10年以内に中国は新しい消費モデルを形成する。環境に対する関心は経済成長を創造する重要な手

¹⁰ 中国環境・発展国際合作委員会第三期第1回年次会議の会議紀要を参照。

http://www.cciced.org/2008-01/13/content_9524820.htm
2009年8月10日アクセス。

段」であると指摘した。「内需拡大は必ずしも浪費を意味しない。持続可能な消費モデルは中国の生産を持続可能な方向へと導くことになる」との意見も示された。

この建議は中国において環境を中国の主要政策課題に組み入れ、経済と環境を総合的に結合させるべきであると謳った意見である。国際的に影響力のある有識者と中国の有識者とが合同で審議してその意見を国務院に建議し、中国政府に実効性をもった政策への転換を促した。

中国が環境分野に関する政策体系を構築する上で、政策の幅は環境をめぐる国内の実態や既存の政策体系などの諸条件に規定された。中国の政策当局はこうした国情を踏まえつつ国際標準に見合った政策体系をどのように構築するかという課題に取り組むこととなった。1992年の地球サミットを契機として環境に従事する行政、研究者等は当初から学ぶべき参考例として海外、とりわけ先進国の経験を重視することとなる。海外の環境政策の動きを知り、理解することがすなわち先端の動きであると理解され、目指すべき方向として認知されることとなった。

環境・発展国際合作委員会の建議を見ると、環境政策の総合的体系を構築して有効に実行していこうという行政部門の要請が色濃く反映したものになっている。同委員会の事務局が国家環境保護総局の国際合作司であった点を考えると、これもまた自然のことと考えられる。

3.3 「新工業化路線・中国環境トップ・フォーラム兼中国環境報理事会」

環境・発展国際合作委員会から、経済政策や産業政策など政府の政策に環境保護を取り入れるべきであるとの建議が提出されたことを受けて国家環境保護総局は各機構内に持続可能な発展の「内在化」をめざして政策決定に深いかわりをもつ関係方面に対して働きかけていった。

2002年12月23日、国家環境保護総局の批准を得て設立された中国環境報（『中国環境報』は環境問題を専門に報道する新聞）理事会の設立大会が開催されたが、記念行事として併せて新工業化路線・中国環境トップ・フォーラムが開催された。会議には、

全国人民代表大会の李鵬常務委員会委員長が祝辞を寄せたほか、全国人民代表大会の雛家華常務委員会副委員長、中国人民政治協商会議の趙南起副主席が出席し、中国環境報理事会の曲格平名誉理事長と解振華国家環境保護総局局長がそれぞれスピーチした。¹¹李鵬委員長は祝辞の中で、「環境保護の基本国策はすでに人心に深く入り込み、幅広い人々の根本利益の強い外貌になった。とくに16回党大会が小康社会を全面的に建設するチャレンジングな目標を提出し、持続可能な発展の能力と環境の質の改善をその中の重要事項としたことは、幅広い人々の根本利益とわが国の経済社会の発展の客観的要求に適合するものだ。環境保護活動はこの有利な好機を生かして、環境政策と環境管理などの分野において新たなブレークスルーと新たな実績をあげて、わが国の持続可能な発展のプロセスを推進しなければならない。」と語り、国家環境保護総局を支持した。

2003年3月には、北京で全国人民代表大会と政治協商会議が開催される中、国家環境保護総局は環境と経済の協調発展を堅持するため、経済成長方式の転換を積極的に促進する4項目の措置を公表した。¹²

4つの措置は以下のとおりである。第1に、企業の環境行為を公開する制度を確立し、クリーナープロダクションの監査を実施する。第2に、製造業の集中した地域に生態工業園を設立し、資源の循環利用を強化する。第3に、循環経済モデルを展開する。海南、遼寧など、32カ所の国家環境保護モデル都市を通じて、環境技術政策、標準および完備された計画を制定する。第4に、生態農業の発展を促進する。水、土壌の環境観測を強化して食品安全を促進する。国家環境保護総局の解振華局長はこの記事の中で「環境と発展の総合的政策決定を実行し、関連する計画の環境アセスメントをきちんと行い、重要な建設プロジェクトの環境アセスメント、建設後のプロジェクト評価を強化し、アセスメントと批准の法律

¹¹ 「新型工业化道路与中国环境高层论坛召开」
<http://www.china.com.cn/chinese/huanjing/250995.htm>
に2009年11月10日アクセス。

¹² 「国家环保总局提出环境与经济社会协调发展措施」
http://news.xinhuanet.com/newscenter/2003-03/10/content_770092.htmに2009年11月10日アクセス。

責任を果たす」と表明した。

以上のように、新工業化路線の政策が具現化されていく過程において、国家環境保護総局は「発展」を「環境」に結び付けて考えるべく、政策決定に重要な役割を果たすステークホルダーを巻き込んで政策議論を進めていった。

3.4 グリーン化のステークホルダー

通例、中国においても政策決定に関しては、まずは専門家が意見を提示して、専門家同士の論争や議会議員の政策論争を経て、法律制定など国の政策として決定されるという道筋をたどるが、中国ではそうした道筋を中央政府の省庁がイニシアティブを発揮して行うことがある。こうした背景には政策の立案・形成だけでなく、決定やさらに実行段階における解釈の権限まで中央政府機構が権限を有していることが背景にあると考えられる。¹³

中国において学者・研究者は政策形成において次第に影響力を増してきているが、政策決定のプロセスにおいて、研究者の意見公表は政策決定のプロセスの局面ごとに左右され、公表される意見も政策動向をにらんだものとなりがちである。中国の経済・産業政策に環境政策の視点が組み入れられる過程においても、そうした傾向がみられる。実際には政府の部局が意見表明をした後に、学者・研究者がそれをサポートする行動に出て、社会的世論の形成に向けた一つの流れを作り出すのである。環境政策の「内在化」をめぐる中国の当時の学者・研究者の議論は、まさにそのとおりであった。言い換えれば、経済学者も環境問題の研究者も中国のこの議論においては先導役を務めたのではなくて、政府の後追いであった。

そうした典型例が「循環経済法」をめぐる動きである。「循環経済法」については、第16回党大会以前から専門家からすでに法制化が提言されていた。

¹⁴2003年11月には「循環経済法」を制定すべきとい

¹³青山瑠妙『現代中国の外交』慶應義塾大学出版会、2007年11月、508頁。

¹⁴例えば、國務院發展研究センターの周宏春研究員が2002年9月に発表した以下の記事を参照。
<http://www.china.com.cn/chinese/OP-c/201153.htm>に2009年11月10日アクセス。

う意見が全人代や全国政協のメンバーから出されたが、政策のグリーン化が進み出そうという流れが出てくると、一つの勢いが生まれてくる。¹⁵中国の学者・研究者はそうした流れに機敏に便乗した。

他方、中央政府における省庁間の関係は平行そのものであった。環境保護は人事考課制度といった具体的な政策にいたるまで省エネ・省資源政策と平行して進められていた。解振華が国家發展改革委員会に転籍となったように、中央政府において環境のグリーン化については同じ方向を向いていたため、省庁間というヨコの関係に摩擦は見られず、それぞれの役割分担が基本的に守られていた。また、人事考課制度が環境汚染分野での検討が進められる中、省エネでまず先に導入されたように、同じようなやり方で地方を統治していく政策が採られた。日本のような「省益なくして国益なし」という行政の縦割という特徴は見られない。

3.5 国家環境保護総局の動き

拙著『環境ビジネスのターゲットは中国・巨大市場』で2003年7月の解振華国家環境保護総局長のペーパーを取り上げたが、¹⁶ちょうどこの時期、国家環境保護総局は第11次5カ年計画に向けて環境政策を政策全般に「内在化」させることを目指して、積極的な政策論議をおこしていた。その議論は同総局の潘岳副局長が指摘するように、クリーンプロダクション促進法と環境アセスメントを柱とする一方で、地方政府でのモデルにしてスタートさせた「循環経済」の導入であった。循環経済は、国家環境保護総局が巻き起こした、新しい政策旋風の中心的コンセプトであったのである。¹⁷

循環経済は一般にはリデュース、リサイクル、リ

¹⁵「百多位中国环保专家呼吁为“循环经济”立法」
<http://www.china.com.cn/chinese/huanjing/437674.htm>に2009年11月10日アクセス。
アクセス。

¹⁶拙著『環境ビジネスのターゲットは中国・巨大市場』日刊工業新聞社、2003年12月、31-36頁。

¹⁷潘岳「加强“绿色控制”促进协调发展」
<http://www.people.com.cn/GB/paper85/11283/1019341.htm>に2009年11月10日アクセス。

ユースの「3R」、すなわち資源の循環、マテリアル・リサイクルをシステムとして組み込んだ経済を言う。中国でも実際に循環経済のコンセプトはリサイクルを導入した資源循環を念頭に置いた議論が多かった。しかし、前述の解振華ペーパーは、経済そのものをサステイナブルに発展させるコンセプトにまで政策理念を昇華させていたことが特徴であった。経済システムそのものを一回限りではなく循環させ、永久に繰り返しが可能となる持続可能な発展を目指していた。

このように、解振華ペーパーは当時の国家環境保護総局が進めようとしていた経済・産業政策をはじめとする政策のグリーン化のメニュー全般を示したものであったが、その後、循環経済は法制化の手続きに入ることとなり、循環経済の概念は3Rに限定されていった。経済・産業政策のグリーン化の主な柱として、クリーナープロダクション（生産のグリーン化）、環境アセスメント（生活のグリーン化）、循環経済（産業と社会のグリーン化）、グリーンGDP（GDPのグリーン化）といった法律や制度がそれぞれのグリーン化にかかわる基本的枠組みとして次々と策定されていった。中国で初めて拡大生産者責任を盛り込んだ循環経済促進法は2008年8月に公布され、翌年1月から施行された。¹⁸

3.6 「産業構造調整促進暫定規定の公布施行に関する国務院の決定」

2005年11月9日の国務院第112回常務会議の審議を経て「産業構造調整促進暫定規定の公布施行に関する国務院の決定」が翌月の12月2日に公表された。¹⁹

¹⁸ 循環経済促進法については以下を参照。

http://zfs.mep.gov.cn/fl/200809/t20080901_128001.htm

2009年11月10日アクセス。

第8章に、県レベル以上の地方政府は循環経済の目標責任制を採るべきであることが明記されている。

¹⁹ 「国务院关于发布实施《促进产业结构调整暂行规定》的决定」

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/zcfb2005/t20051222_54302.htm

2009年11月10日アクセス。

目録については以下を参照。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/zcfbl2005/t20051222_54304.htm

2009年11月10日アクセス。

「決定」は冒頭の前書きにおいて、関係各部門が税財政、金融、土地、輸出入などの関連政策の制定・改正を加速化させ、産業政策と協調をとって産業構造調整を促進させる政策体系を完備すべきことを明示した。

第1章の「総則」は産業構造調整の目標、原則を示しているが、この中で「節約型発展、クリーンな発展、安全発展を堅持して持続的発展を実現する」目標が掲げられ、「資源の消耗が低く、環境汚染の少ない」発展路線を歩み、経済成長方式の根本的転換に努力することが原則として示された。

第2章の「産業構造調整の方向と重点」は農業、エネルギー、交通、水利、通信、設備、情報化、ハイテク、サービス、産業の地域分布などの方向が示されている。その中で、「循環型経済の強力な発展、資源節約・環境友好型社会の建設」（第9条）が登場している。

「決定」の第3章には産業構造調整指導目録が規定されているが、この目録は、「投資の方向を誘導し、政府が投資プロジェクトを管理し、税財政、信用供与、土地、輸出入などの政策を制定・施行する重要な拠り所である」と明記された。すなわち、この「決定」は法律づくりの基礎となる「拠り所」であり、法律を作る際の虎の巻なのである。目録は、「奨励類」、「制限類」、「淘汰類」に分けられるが、この三つに含まれないものは認められない。目録は「原則上、わが国域内の各種企業に適応される」が、その中には「外国企業投資指導目録」も含まれる。

「奨励類」は「経済社会の発展に重要な促進的役割をもち、資源節約、環境保護、産業構造の高度化に有利であり、奨励と支持を与える政策措置を採用しなければならない、カギとなる技術・設備及び製品」である。「制限類」は、「業界の参入条件と関連の規定を満たさず、産業構造高度化に不利であり、改造を督促し新規建設を禁止する生産能力、工業技術、設備及び製品」である。具体的には、安全生産、資源・エネルギー効率、環境保護・生態系の回復、生産過剰などのクライテリアによって「制限類」に指定される。「淘汰類」は「関連法規の規定を満たさず、資源浪費がひどく、環境を汚染し、安全生産の条件を満たしておらず、淘汰しなければならない遅

れた工業技術、設備および製品」である。奨励類は、投資許可、銀行融資、関税と増価税の減免、その他優遇措置が得られるが、制限類に属する新規プロジェクトの投資は禁止され、一定期間内に高度化の改造措置をとる企業に限って金融機関の融資が継続される。すなわち制限類については、優勝劣敗の原則が適用される。

以上のように「決定」の「奨励類」「制限類」「淘汰類」の運用に環境保護や資源・エネルギー効率がクライテリアとして採用されたため、中国の産業政策全般のグリーン化がビルトインされることになった。その後、決定に基づき、税財政、金融、土地利用、輸出入などの政策において環境・省エネ・省資源の観点からの見直しが進められた結果、中国の政策体系における経済と環境の統合の基本的な構築は成し遂げられたと考えられる。

4. 政策決定後の特徴

筆者の整理では、政策は、①立案・形成、②決定、③実行（実行の幅を決める「解釈」を含む）、④変更というライフサイクルを辿る。

前節の環境と経済の統合に関する政策形成過程は、上記のライフサイクルで言えば、①立案・形成と②決定の二つの段階の動きを整理したものである。政策は決定のあと、実行段階へと進み、さらに実行段階で得た知見をもとに変更の段階へと移行する。

中国の実行段階での特色は例えば、以下で紹介する省エネ分野では統計データを把握した上で、地方政府や国有企業に目標を割り当て、地方政府や国有企業ごとに実行状況を統計データとして把握し、目標に対する実行状況について評価をして人事考課などに反映させるという中央による指令的管理手法を採用していることである。

国家統計局が2004年12月31日時点で行った経済センサスは、農業以外の全事業者を対象にして、投入エネルギーと製品の産出の報告を義務付けた。中国政府はこれによって対象企業の母数の把握とエネルギー利用効率の実態を認知した。経済センサスで把握した統計をもとに中国政府は「GDPエネルギー消費指標公報制度」を2006年からスタートさせた。同制度により、2006年から省、直轄市、自治区ごと

の単位GDP当たりのエネルギー消費・電力消費、単位工業生産額当たりのエネルギー消費が定期的に公表されるようになった。他方、エネルギー多量排出の国有企業約1000社が国家から指定を受け、独立した法人資格を有するエネルギー会計監査法人による定期的な監査を受けることが義務づけられた。2007年11月には改正省エネルギー法が公布されるとともに、法改正直後には國務院は省・直轄市・自治区の地方政府の省エネ目標に関する考課制度の案を公表した。²⁰公表された案によると、省クラス、1000社企業は数量化されたデータで100点満点方式で成績がつけられる。95点以上は超過達成、80-94点は達成、60-80点は基本的に達成、60点未満は未達成と、4段階で評価されることとなった。

以上のように、計画経済時代の計画生産と同様、目標を割り当て、実施状況をチェック、評価を行うという手法が採用されていることが中国の特徴となっている。

5. おわりに

～中国における経済と環境の統合の特徴～

2002年に誕生した胡錦濤-温家宝政権は社会の調和や安定を重視した。農業重視はそれの表われである。経済構造の高度化については、江沢民政権がハイテク化と情報化を重視したのに対して、胡-温政権は環境保護や資源利用の効率性を打ち出した。温家宝総理は第11次5カ年計画綱要を公表した2006年3月の記者会見で「第10次5カ年計画の大多数の指標は基本的に達成されたが、皆さんに正直にお話すると、環境の指標は達成されていない」と述べている。²¹前の政権の政策実行に対する反省を踏まえて第11次5カ年計画は立案され、実行に移されたことがその発言に滲み出ている。「環境」は胡錦濤-温家宝政権の重要な政策であり、政府の政策

²⁰ 考課制度の公表内容については以下を参照。

http://www.china.com.cn/news/txt/2007-11/25/content_9288421.htm2009年11月10日アクセス。

²¹ 記者会見の詳細は以下を参照。

<http://www.xinhuanet.com/newscenter/lh2006/zhibo/060314b.htm>2009年11月10日アクセス。

全般の中に「内在化」させなければならない政策課題であったのである。

内在化の動きは 2005 年 11 月の「産業構造調整促進暫定規定の公布施行に関する国务院の決定」で決定的な法的効力を持つこととなり、後戻りのできない方針として環境配慮は中国政府の政策に組み入れられた。

経済・産業政策のグリーン化に際して外圧を利用した国家環境保護総局はその後次々と持続的発展を担保する制度、法律づくりを手掛けていった。その中で、全人代、政治協商会議の幹部や環境関係の委員会のメンバー・事務機構の専門家を巻き込んでいった。一方、省エネや環境汚染の実態を把握する統計制度の整備が進み、グリーン GDP など環境汚染の透明性が確実に向上する中、地方政府は当初全体としてこうした新しい流れに関心を持ちつつ参画していったが、地方の責任制度、人事考課制度などが具現化していくプロセスにおいて、地方ごとに濃淡を見せつつ、統計行政の独立性が地方で確立されていないなどの理由から中央の指示に対しては忠実に履行しているように成果を過大に報告するなどの事例が増えた。5 ヶ年計画の目標である二酸化硫黄や COD の削減には熱心に取り組むが、人々の生活に直結する水や食品の安全には無頓着な地方政府や国有企業が却って目立つようになった。²²

以上のような特徴をノースの制度論によって中国の環境政策に関して整理するならば、中国において政策、すなわちフォーマルな制約である政策が急速に整備されている一方で、インフォーマルな制約が社会的認知として一向に進んでいないことである。前述の経済と環境の統合の動き、さらに実行段階での現状を見てわかるように、政策の決定や実行で出てくるプレーヤーは中央ばかりであり、地方政府や国有企業、さらには消費者や一般大衆は消極的な参加者に過ぎない。経済と環境の統合の動きは中央政府の目指す発展戦略において重要性を持つが、地方政府、国有企業、さらに一般大衆から見れば自らの

発展にとって未だ主要な位置を占めていない。国有企業は中央政府によって大きな役割や権限が与えられているが、自発的に環境保護や省エネ、省資源を進めようという意欲は依然として欠如している。中央政府が笛を吹けども、肝心の地方政府や国有企業は踊らない状況が続いている。中央は前節のような採点方式により人事考課の権限を振りかざして地方を動かそうとするが、地方は点数を少しでも自分たちに有利になるよう当該地方の集計部局に圧力をかけ自らに有利になる方向で行動する。

第二の特徴は、インフォーマルな制約によって自立的に行動するプレーヤーが欠如しているため、政策の立案・形成、決定、実行、そして変更というライフサイクルに国有企業や地方政府の意見がほとんど出てこないことである。政策はすべて上から網をかけるように実行される。その政策遂行は社会主義の計画経済的手法により、上からの指令で動いている。環境保護や省エネの目標は、生産効率の悪く、環境負荷が高く、エネルギー効率の悪い国有企業に対して裾切りの基準を定め、一定期間内に閉鎖する工場の数に関して目標を定め、着実に実行していくことで達成されている。

第三の特徴は市場による環境統治という概念がまだまだ欠如していることである。インフォーマルな制約が成熟している社会においては、もしインフォーマルな制約に違反した企業があれば、政府ではなく消費者によって市場から退場させられる。中国においても、経済と環境の統合が政策としては実現し、一部に環境政策に経済の視点を取り入れる環境経済政策という手法が次第に取り入れられようとしている。しかし、中国の場合、市場による統治、消費者による選別という考えが乏しい。そのため、中国では発展戦略や環境・省エネ政策から外れた企業やコンプライアンスの欠如した企業は市場からでなく、国家権力によって倒産あるいは再編を強制される。

環境に関する政策については、新たな費用負担を生じることから、どこの国においても制度化において、「総論賛成、各論反対」という現象に陥り易い。しかしながら、先進国では市民社会による圧力の下で、企業も消費者も一定の費用を負担して環境保全に取り組む。中国ではそうしたインフォーマルな制約が育っていないといえる。

クズネッツ曲線仮説により、ある一定の経済段階

²² 国家環境保護部によれば、2008 年の 1 年間に国家環境保護部が直接処理した汚水事故は 135 件、そのうち飲用水の安全を及ぼした自己は 46 件に及んだ。
http://www.zhb.gov.cn/xcyj/zwhb/200903/t20090323_135519.htm 2009 年 8 月 10 日アクセス。

に達すれば、中国でも中央政府による政策だけでなく、社会全体が費用を負担して環境改善に取り組み、実効があがるようになると思われる。中央政府としてはすでに中国は様々な環境分野での汚染が深刻であり、これ以上の環境負荷に中国は耐えられないとの認識を持っており、経済レベルが急速に向上する中で環境負荷圧力の低減に必死に取り組んでいると考えられる。しかし、こうした中央政府の戦略と社会の認知とには大きなギャップがあるため、本来は下からの声で環境負荷低減に取り組む政府の役割を飛び越え、社会主義の伝家の宝刀である計画経済手法をもって環境政策の実行に乗り出しているのである。そして、中央の指令を強化すればするほど、フォーマルな制約は強化されるが、一般の大衆レベルではますます官依存、中央依存の傾向が強まっていき、インフォーマルな制約が遅々として進まないという負のスパイラルが生じてしまう。

権威主義体制下における環境ガバナンスの特徴を探ることが本稿の目的の一つである。権威主義の下、中国は、中央が政策を打ち出し、それを地方や企業に実施させるといったトップダウンによる方法で環境問題が極大化する前に統治しようとしている。市民社会、市場経済の下で行われる環境ガバナンスとどういった面で共通項を持ち、どのような面で中国が特殊性を持つかを明らかにすることが中国の環境政策を理解する上で重要となる。

中国は国際社会において大国化を目指しているが、政治的、経済的に大国としての条件を整え、海外から大国として認められたとしても、環境問題や民生などで後れをとる可能性が非常に大きい。地球温暖化をはじめとして環境問題は国境を越えて影響を及ぼす問題として認知が広がっており、中国自身、環境問題が自国の「泣き所」という問題意識は今後強まることはあっても決して弱まることはないだろう。温室効果ガスの排出量も米国を抜いて世界第1位になった。中国に対する国際圧力は急速に高まりつつある。ポスト京都議定書の国際枠組みにおいても最大の排出国である中国の政策やスタンスが大きな影響を持つようになってきている。

既述の通り、中央政府は計画経済の「遺制」を活用しながら「上からの統治」によって環境問題の統治を目指しているが、今後は市民社会に基づき、市場経済の諸原則を活用した「下からの統治」が中国

の環境ガバナンスには必要となる。

政治体制を現状のまま維持しながら、経済を進展させ、環境汚染を減少させて、政治・経済、さらには環境などで世界へ貢献する大国イメージを広める。これが中国の中央が目指す道であるが、政治と経済の関係において経済史や開発経済学が示す先例は中国にとって望ましいものでない。

中国の今の環境問題はこれまでの人類の歴史に鑑みてもすでに十分に危機的状況にあり、一定の時間軸の中で、中国が所与の条件の中で、どのような制度を構築し、その実効性を確保していくかが注目される。

参考文献

※日本語文献

- (1) ダグラス・C・ノース『制度・制度変化・経済効果』（竹下公視訳）晃洋書房、1994年12月
- (2) 中兼和津次『中国経済発展論』有斐閣、1999年3月
- (3) 長尾伸一、長岡延孝編監訳『制度の政治経済学』木鐸社、2000年5月
- (4) 新川敏光、井戸正伸、宮本太郎、眞柄秀子『比較政治経済学』有斐閣、2004年5月、
- (5) B・ガイ・ピーターズ著、土屋光芳訳『新制度論』芦書房、2007年6月
- (6) 小島朋之編『中国の環境問題—研究と実践の日中関係—』慶應義塾大学出版会、2000年3月
- (7) 寺尾忠能、大塚健司編『アジアにおける環境政策と社会変動—産業化・民主化・グローバル化—』アジア経済研究所、2005年2月
- (8) 小島道一編『アジアにおける循環資源貿易』アジア経済研究所、2005年3月
- (9) 平野孝編『中国の環境と環境紛争—環境法、環境行政、環境政策、環境紛争の日中比較』日本評論社、2005年3月
- (10) 竹蔵一紀『中国の環境政策』晃洋書房、2005年12月
- (11) 大西康雄編『中国胡錦濤政権の挑戦 第11次5

- ヵ年長期計画と持続可能な発展』アジア経済研究所、2006年2月
- (12) 大和田滝恵『中国環境政策講義—現地から見た政策原理』駿河台出版、2006年4月
- (13) 中尾正義、銭新、鄭躍軍『中国の水環境問題』勉誠出版、2009年2月
- (14) 森晶寿、植田和弘、山本裕美編著『中国の環境政策』京都大学学術出版会、2008年8月
- (15) 高井潔司、藤野彰、遊川和郎編著『現代中国を知るための50章(第3版)』明石書店、2008年8月
- (16) 青山周『中国環境ビジネス』蒼蒼社、2008年10月
- (17) 青山周『環境ビジネスのターゲットは中国・巨大市場』日本工業新聞社、2003年12月
- ※英語文献
- (18) The World Bank “*China and The World Bank A Partnership for Innovation*” 2007
- (19) The World Bank “*China - Air, land, and water : environmental priorities for a new millennium*” 2001
- (20) OECD “*OECD Environmental Performance Reviews : China*” 2007
- ※中国語文献
- (21) 王金南、邹首民、洪亚雄『中国環境政策』第2巻、中国環境科学出版社、2006年5月
- (22) 王金南、邹首民、洪亚雄『中国環境政策』第3巻、中国環境科学出版社、2007年7月
- (23) 邹首民、王金南、洪亚雄『国家“十一五”環境保護規程研究報告』中国環境科学出版社、2006年12月
- (24) 中国環境と発展と展望高層課題組編著『中国環境と発展 回顧と展望』中国環境科学出版社、2007年3月
- (25) 《實現“十一五”環境目標政策機制研究》課題組『中国汚染減排 戰略與政策(中国環境と發展國際合作委員會政策報告)』中国環境科学出版社、2008年6月
- (26) 中国環境と發展國際合作委員會年度政策報告『創新與環境友好型社會』中国環境科学出版社、2008年4月
- (27) 中国環境と發展國際合作委員會年度政策報告『中国環境と發展の戰略轉型』中国環境科学出版社、2007年9月
- (28) 自然之友編『環境綠皮書 2006年:中国環境の轉型と博奕』社会科学文献出版社、2007年3月
- (29) 林群慧 金時『新環境問題研究—對 2000年以來環境熱點問題研究—』中国環境科学出版社、2005年11月
- (30) 中国 21世紀議程管理中心可繼續發展戰略研究組『發展的基础—中国可繼續發展的資源、生態基礎評價』中国環境科学出版社、2004年10月
- (31) 葛察忠、钟晓红、毕军『建設環境友好型社會經濟政策』中国環境科学出版社、2007年9月
- (32) 國家環境保護總局編『環境保護專題調研報告匯編』中国環境科学出版社、2007年3月
- (33) 國家環境保護總局科技標準司、中国環境保護產業協會『中国環境保護產業市場供求指南 2006』中国環境科学出版社、2007年6月
- (34) 中国社会科学院環境と發展研究中心『中国環境と發展評論』第3巻、中国環境科学出版社、2007年3月
- (35) 解振華主編『國家環境安全戰略』中国環境科学出版社、2005年6月
- (36) 丁文广主編『環境政策與分析』北京大學出版社、2008年8月
- (37) 閻兆萬『產業與環境』經濟科学出版社、2007年10月
- (38) 樊芷芸、黎松強『環境學概論 第2版』中国紡織出版社、2004年8月
- (39) 洪大用『中国環境社會學』中国環境科学出版社、2007年7月
- (40) 王芳『環境社會學新視野』上海人民出版社、2007年4月
- (41) 王千軍『國際環境合作問題分析』中国環境科学出版社、2007年12月
- (42) 徐慶華主編『中国國際區域環境合作文件匯編』中国環境科学出版社、2006年8月

- (43) 《气候变化国家评估报告》编写委员会『气候变化国家评估报告』科学出版社、2007年2月
- (44) 青山周『环境商机 得环境者得天下』清华大学出版社、2008年7月

※年鑑、統計集

- (45) 中国環境保護部『環境状況公報』、各年版
- (46) 中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック』蒼蒼社、各年版
- (47) 21世紀中国総研編『中国情報ハンドブック』蒼蒼社、各年版
- (48) 日中経済協会『中国経済ハンドブック』日中経済協会、各年版
- (49) 中国総覧編集委員会編『中国総覧』、ぎょうせい、隔年
- (50) 中国研究所『中国年鑑』創土社、各年版
- (51) 《中国环境年鉴》编辑委员会编『中国环境年鉴』中国环境年鉴社、各年版
- (52) 高敏雪、许健、周景博编著『资源环境统计』中国统计出版社、2004年4月
- (53) 国家统计局、国家环境保护总局编『中国环境统计年鉴 2007』中国统计出版社、2007年11月
- (54) 中华人民共和国环境保护部编『中国环境统计年报』中国环境科学出版社、2008年12月

政治意識におけるフレーミング概念の検討

木村 純
東京福祉大学・大学院

The Concept of Framing in Political Consciousness Research Reexamined

KIMURA Jun
Tokyo University and Graduate School of Social Welfare

This article surveys the concept of framing in political consciousness research, and examines its logical implications and theoretical validity as a leading principle of researches. The psychological principles which determine the perception of decision-making problems and the evaluation of probable results which come out of the decisions will bring about remarkable shifts of preference when the same issues are framed in different manners. And this new shift will be easily anticipated and predicted so far as a paradigm change of framing is concerned. In consequence of the consideration, a new framework will be presented as a guiding principle of researches.

■ キーワード： 政治意識、フレーミング、フレーム、メディア

1. はじめに

人々は政治の世界をどのように認識しているのだろうか。多くの社会学者、社会心理学者、政治学者がこの問題に取り組んできた。それは調査や実験の技法と相まって、おびただしい数の研究を生み出すに至った。しかし、多くのそれは詳細に検討すれば、ごく表面的に有権者の政治意識をなぞるだけであり、また、置いている仮定も調査技法も研究者の恣意性に任されているという状態であった。そのような観点からみると、政治意識の実態の問題は当然の前提のように思われていたにもかかわらず、いや、むしろそれゆえにこそ、それ自体については従来あまり深い考察がなされてこなかったように思われる。我々は依然として人々の政治的思考の実相については無知であり続けているといえる。

2. これまでの政治意識研究

古典的な政治意識研究が前提としていた仮定がある。それは、ある程度まではその研究技法と関わりがある。従来の政治意識研究はいくつかの態度測定項目に回答させ、それを集計し総合するという方法がとられた。その中でもよく用いられたのが因子分析の技法であり、それは具体的な政策選好などの各項目の背後にある潜在的な構造を見いだすというものである。この技法が用いられるようになった当初から、この因子分析の理論的基礎自体が、社会的態度・政治的態度・政治意識のアナロジーとみなされるようになった(Thurstone & Cave, 1929)。すなわち、個々の政策や意見にはそれに通底する潜在的かつ包括的な次元がある、というものである。これが概念化されたものが社会心理学的な立場からみたイデオロギーの考え方である。このようなモデルとしては、Eysenck(1954)のものがよく知られているが、この考え方は後の政治意識研究の基礎となった。操作的には個々の政策に対する態度・意識がより上層のイデオロギーへ抽象化されるといった方向に因果関係が

考えられていたが、個人の人間の意識を通底するイデオロギーが個々の政策への態度を規定するというように因果関係を逆にみる視点が支配的となった。なかでも、もっともよく検討されたイデオロギー次元が保守主義と革新主義（あるいは「リベラルー保守」、「右翼ー左翼」など）であるが、それは当時の国際的および国内におけるイデオロギーの分断状況とよく合致していた(蒲島・竹中, 1988)。

しかし、分析によって操作的に析出されるものであっても、実際に個々の態度や行動を規定するようなイデオロギーが存在するとは限らないということが了解されるようになった。実証の面からは、多くの人の政策に対する態度はそれほど整合的に統一されておらず、強固なイデオロギー基盤を想定することができないということが認められるようになった(Converse, 1964)。極端な見解によれば、大部分の人々は精緻で体系的な政治意識などを持っていないという悲観的な見方もされるようになってきた。しかし、有権者は実際には何らかの政治的意見を持っており、選挙時にはある特定の選択をシステムティックに行うのが観察されるのもまた事実である。個々の政策に精通しているわけでも、体系的なイデオロギーを保持していないにもかかわらず、なぜそれが可能なのか、入力と出力の間にあるブラックボックスはどのようなものであるか、ということについては不明とされていた。

近年は認知心理学の視点から、古典的な政治意識に代わるものとして、スキーマ、スクリプト、あるいは認知構造といったものが研究されている(Graber, 1988; Lau & Sears, 1986; Rosenberg, 1988)。これらは上述の個人の政治意識の特に認知的な部分に焦点を当てたものであるが、個々の心理的な過程や特定の政治状況に対する認知の説明としては見るべき点もあるが、一般的で応用性の高い概念としては、必ずしも成功しているとはいえない。

以上、政治意識研究の問題点について概略を述べたが、ごく一般的にいえる問題としては、研究者が実際の選挙民のそれではなく、研究者の側の視点あるいは研究の枠組みから捉えようとしていることにもよるといえる。

また従来の政治意識研究は全般に、ダイナミック

な視点が欠如している。ある時点での調査データを数値に置き換え、それを静的な形で表現していくため、現実生成しつつある政治意識のリアリティのある把握や、その展開についての予測や評価が困難であるという問題もある。

3. メディア研究からの福音

以上の政治心理学的な観点からの研究とは別に、主にマスメディアの評論的言説の広大な世界がある。これらは、TV、新聞、雑誌、インターネット等、いわゆるマスメディアの報道によってもたらされる情報の内容である。メディアの情報は人々の政治意識の形成に関して、たいへん重要な役割を担っていることはいまでもない。メディアの研究は近年急速に進展してきているが、主に報道形式とその全般的な影響についてのものであり、報道の内容そのもの、あるいは内容の中に含まれている具体的な構造については客観的事実に基づいた科学的な分析があまり行われておらず、とくにその理論的な体系化が欠如しているという難点もある。

しかし、近年、その中で心理学的な観点から注目すべきものとして、メディアフレームという概念をもとに研究が進展してきている。フレームとはここでは、メディアや人びとが情報を伝達、解釈あるいは評価するときに依存するものとして定義される(Neuman et al, 1992)。これは上述のスキーマ、スクリプト、あるいは認知構造といった概念に近縁性のあるものであるが、フレームの概念は人々の個人の認識にも視点を置きながら、第一の段階としてはメディアによる報道の内容の方に焦点を当てている。Neumanら(1992)の研究においては、フレームはメディアと個人の双方に存在し、その関連性を分析することで政治意識へと架橋する概念ととらえられているようである。フレームは、複雑な世界の解釈や意味構築に関わる現象である。メディアによってもたらされるフレームは人々が求める情報をあらかじめ規定するのではなく、人々が直接経験する、あるいはニュースなどのメディアを通じて経験する世界のあり方を形作るものである。したがって、フレームが意味を構築する過程について、メディアの内容と

人々の心理過程の双方から、詳細に検討することが重要な点となる。

メディアがどのようなフレームを提示しているか、あるいは人々がどのようなフレームによってそれを解釈しているのかは、いくつかの仮説が提唱されている。たとえば、Graber では、人々がよく使用するフレームあるいは思考のカテゴリーとして、「人間への関心／感情移入」、「文化規範」、「制度による判断」、「単純な状況の系列」、「原因と結果」、「人物評価」の6つを設定している(Graber, 1988)。また、Iyenger(1991)では、それぞれの問題について、社会もしくは個人の責任をフレーミングすることが、メディアの報道と個人の概念について、どのくらい優勢を占めているのかについて焦点を当てている。

これらの研究で見出されたフレームとも重複する部分があるが、Neumanら(1992)の研究では、メディアが提示するフレーム、あるいはそれを理解し解釈するために人々が用いるフレームに、特に中心的な5つの種類があることが見いだされた。以下ではこれについて見ていくことにする。

経済フレーム(The Economic Frame) : 経済フレームは、株価の底値やものの損得、あるいはもっとひろく資本主義文化上のより広い価値観への強い関心を反映している。メディアは経済学的な専門用語を使用することによって、抽象的かつ専門的で客観的な報道を志向しているが、人々はそうしたフレームに道徳的または評価的な次元を重ね合わせる傾向がある。それは、人間的な行動、特に欲についての教訓を引き出そうとするものである。

対立フレーム(The Conflict Frame) : メディアの報道においては、基本的に対立が強調されている。これは、もともと政治が対立の場であるということと併せて、報道がより客観的かつ公平であることを志向するために、反対意見や反対の立場などにも頻繁に言及することに原因があると思われる。ただし、人々がこのフレームを使うことは、メディアの場合ほど多くはない。使用される場合も、典型的な「私たち／あの人たち」という形よりも、むしろ「権力者た

ち」に対立する「私のような人たち」という、個人化された言葉であることが少なくない。

無力感フレーム(The Powerlessness Frame) : 状況の「統制の所在」については、「個人的責任」の因子、「強力な他者による統制」因子、「偶然による統制」による因子の三種類があるといわれている(Rotter, 1966)。無力感フレームとは、このうち、後者の2つ、すなわち、個人による統制がほとんど及ばないというフレームである。たとえば、それは力を持った他者や運命に対しては、出来事の成り行きや、こうした問題に対する政策的な決定に対して、個人がコントロールできる余地がほとんどないという感覚である。

人間への影響フレーム(The Human Impact Frame) : メディアによる、人間への影響フレームの利用は、その問題によって影響を受ける個人や集団を描くことに焦点を当てることによって行われている。ただし、メディアは関係者に対して直接的に同情を表現することを避けている場合が多い。あるとすれば、レポーターが記事に人間的な事例や実例を加えることによって、「人間的な側面」をもたらすという方法で行われる。一方、それとは対照的に、人々が人間への影響フレームを用いる場合は、心の底からの個人的な同情や関心を表明する。問題について、それが人びとにもたらす影響の観点から議論する傾向が、メディアの場合よりずっと高い。そして、それはしばしば、他のグループに共感を示すという範囲を超えて、その境界が消滅してしまう地点、すなわち、その問題が人類一般に与える影響という観点から判断することさえする。

道徳性フレーム(The Morality Frame) : メディアによる道徳性フレームは、直接的なものではない場合が多いが、これは人間への影響フレームと同じく、やはり客観性や公平性を念頭に置いたものであろう。メディアが道徳性フレームを用いる場合は、特定の価値観を表明する特定の個人や組織の意見の紹介などを通してである。それに対して、人々の道徳性フレームは、より道徳的な、特定の価値観を反映した

言い方になる。それは、宗教上の教義や、平等、自由や平和といった価値観、および道徳性についての言及である。

以上がメディアや人々が用いる5つの中心的なフレームであるが、Neumanら(1992)が扱ったサンプルの分析を通して、当然存在するだろうと思われていたものの、一貫して欠落していたフレームがあった。それは「リベラル保守」の連続体である。こうした概念的な支柱は、実際の問題に対する言及においてはほとんど用いられないということは先行研究でも示されていた(Converse, 1964; Lane, 1973)。しかし、Neumanら(1992)が見いだしたこれら5つのフレームは、こうした古典的な「リベラル保守」の連続体について想定されている作用とほとんど同じような形で機能していた。人々はそれらのフレームの助けを借りて、問題群について自分個人との関連を見定めたり、問題同士につながりを見出したり、議論を作り出してそこから意見を引き出したりしていた。興味深いことに、それにもかかわらず、特定の問題にフレームを用いたからといって、直接にそこから意見の傾向が示されるわけではなかった。

4. メディアの用いるフレームと人々の用いるフレームの比較

メディアによる報道と人々の認知の間によく知られた関係としては議題設定理論がある。これによると、メディアは人々に思考の内容を伝えることは出来ないまでも、明らかに人々に思考の対象を伝えることは出来る、ということである(Cohen, 1963; McCombs & Shaw, 1972)。

しかし、Neumanら(1992)によれば、メディアと人々の関係について詳細に検討すれば、そこにはもっと複雑な過程があることがわかる。これは、メディアと人々が使用するそれぞれのフレームをマクロ的に比較することで明らかになる。たとえば、メディアにおけるフレームは、「対立」29%、「道徳性」4%、「経済」16%、「無力感」33%、「人間への影響」18%といったように、「対立」や「無力感」のフレームが多い。これに対して、人々が用いるフレ

ームは「対立」6%、「道徳性」15%、「経済」21%、「無力感」22%、「人間への影響」36%といったように、「道徳性」や「人間への影響」などのフレームが多くなっている。しかも、「経済」などのフレームについても、上述のように、より個人的で感情的な色彩を帯びているのである。このように人々が用いるフレームは、メディアがその機能の上での制約を反映しているのに対して、より豊かで、感情的な意味を込められた外界についての構成要素を自由に利用しているのである。人々はメディアから提供される問題のフレームに隷属的に従うわけではなく、むしろ、自分自身の直感や道徳により訴えるやり方でフレーミングするのである。公的な問題についての理解を打ち立てる過程で、人々は自分にとって意味のあるやり方で、能動的に情報を仕分けし、並べ替え、再構築するのである。

5. フレーム概念の検討

フレームの概念はもともとメディアの内容分析から始まったものであるが、個人の政治意識すなわち、個人の政治的認知や政治的な意味の構成についても視野に入れていることで、非常に豊かで将来性のある概念となっている。それは、「リベラル保守」あるいは日本の場合では「革新保守」といった単純な次元による分析を越え、人々のリアルな政治意識の実態により迫るものといえる。また、上述のようなメディアとは独立した人々に独自のフレーミングは、より能動的な心理的過程としてのこの概念の可能性を示唆しているといえよう。

ただし、当然のことながら、現在の時点では限界や欠点も存在する。たとえば、以下のようなものである。

第一に、フレームは個人がある特定の問題を認識し解釈する際に用いる特定のツールとしてとらえられていて、政治意識のように個人の属性の一つとして、その個人の政治的志向を明らかにする特徴であるという視点が弱い。すなわち、ある特定の問題についての一つの表面的な反応の記述にすぎず、なぜ特定の個人がそのフレームを用いたのか、また、他の問題にもそのフレームを用いる傾向があるのか、

といったことが明らかでない。つまり、これは従来のような「革新－保守」の次元によって特定の問題へのその個人の志向が予測できるといった、いわば予測枠組としての視点の欠如である。

第二に、これは Neuman ら(1992)自身も指摘していることだが、フレームは特定の意見の志向を規定するものではない。すなわち、ある問題にどのフレームを適用するかは分かっても、その問題について個人がどの方向の意見を持ち、あるいはどのような志向性があるのかは不明であり、またたいへん多様である。その限りにおいて、フレームは政治意識というよりも、認識における形式的な構造であるに過ぎない。

第三に、フレームの内容はあまりに多義的であり、統一的な視点に欠けている。たとえば、フレームはそれが適応される分野にも言及しているし、価値観にも言及している。また、個々の政治的な要素にも言及しているし、時間的な序列にも言及している。これは政治的な認識の多様性ということで、フレーム概念の魅力にもなっているが、個人の政治意識の比較やより詳細な政治意識の過程の分析、それから行動の予測などの点で、混乱や不都合が出てくるものと思われる。

以上の問題点は、フレーム概念の研究がメディアの内容分析から始まったことと無縁ではないであろう。よって、それは、このフレーム概念を個人の心理的過程として、政治意識研究の中に再構成し発展的に応用することで解消できるものと思われる。

6. フレーム概念の問題点の克服としての政治意識の新研究

以上のような点をふまえて、今後求められる政治意識のモデルとそれに関する分析は、以下のものがふさわしいといえるだろう。

- 1) 人々の政治的認知の実際に根ざした、より現実的な政治意識のモデル
- 2) よりダイナミックで予測力のある政治意識のモデル (物語の視点)
- 3) 個人の心理の比較やその過程の詳細な分析に耐えうる統一的な政治意識のモデル

この方向の研究を始めるにあたって、まず分析の基礎となる個人の政治心理を同定する必要がある。認知心理学に「自己カテゴリー化」という概念があるが(Turner, 1987)、これはその出発点とするのにふさわしいものであろう。この概念は個人の社会的な意識を個人から集団まで、さまざまレベルで分析可能であり、政治意識の生成・展開を分析するにあたって、優れた応用の枠組みを提供するからである。

そもそも政治世界の認知は多くの場合、抽象的な思考ではなく、エイジェント、あるいはアクターといわれる具体的な要素に基づいてなされている。ある問題に関して自己カテゴリー化をすることによって、自己を含めた政治的認知を頭の中に描き、それによって政治の世界に参入するのである。

さらに、この「自己カテゴリー化」がもし未分化であるかあるいは存在しないということになれば、それによって、当人の政治意識の特殊性を明らかにできる。また、「自己カテゴリー化」においていずれのレベルに自己を設定しているかによって、上述の人間への影響フレームでみたような共感の範囲を、統一的な視点で考察することが可能である。

7. おわりに：今後の政治意識研究の展望

これにもとづき、様々なレベルでの個人の政治心理から次のような点を明らかにしていく必要があるであろう。

- ①政治意識がどのように生成されるか
- ②政治意識の差異はどのように生起するか
- ③政治意識のバリエーションには特定のパターンがあるのか。あるとすれば、どのようなものか。
- ④そのパターンはどのように展開するのか

これらの体系化による成果は、新しい時代に生起するさまざまな問題の分析や、それに対応する政策の立案に対しても重要な視点を提供すると考える。

まず①については、発達の観点から、子どもなどを対象にした政治的社会化の研究がなされてきたが、ここでは政治意識の生成一般という点に眼目が置かれるため、メディアにおける報道内容とその構造、および人々のそれに対する認知の形成という部分に焦点を当てることになる。

②については、たとえば同じ情報を得たとしても、それをどのように認知するか、どのように組み立てるか、等については人々によって差異がある。その差異がどのように生まれるかという点である。これも従来はデモグラフィック（性別、年齢、職業、地域など）の相違から説明されることが多いが、根本的な認知の差異と、それに基づく物語の生成の差異という個人の認知過程の問題に焦点を当てる。

③は基本的には政治的認知において、政治的なエージェント、あるいはアクターがどのように構成されているか。その中に自己カテゴリー化によって、自己がどのように位置づけられているか、という問題に還元される。よって基本的には、対立を含めた状況の構造の認知と自己定位、およびそのバリエーションのパターンを検討することになる。ただし、個々の政治問題や特定の政治状況を考慮していくと無限のバリエーションを考慮しなければならないことになるので、人々の政治的認知の構造をある程度記号的に簡素化し、縮約する方向で検討する必要がある。

④従来の政治的認知は静的なモデルであり、ある特定の状況を切り取るという形であったが、新しい研究において政治的認知は時間軸の中に位置づけられ、それゆえ過去、現在、未来という来歴と見通しを持つと仮定する。その時間軸による変化が政治的認知の展開であり、その展開に一定のパターンを持っていることが政治の物語化ということである。この物語のパターンを分析する。

物語のパターンは無限ではなく、いくつか縮約されるというのが仮説である。それはおそらく、いくつかのフレームで示されたものと内容においても、数においても類同性を持つであろう。この特定のパターンにもとづき、人々は政治状況（つまり自己の政治的認知）をフレーミング、すなわち「見立て」していると予想されるのである。

引用文献

- Cohen, B. C. (1963). *The Press and Foreign Policy*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Converse, P. E. (1964). *The nature of belief system in mass public*, in David E. Apter (ed.), *Ideology and Discontent*, The Free Press.
- Eysenck, H. J. (1954). *The psychology of politics*. London: Routledge & Kegan Paul.
- Graber, D. A. (1988). *Processing the News: How People Tame the Information Tide*. 2nd ed. White Plains: Longman.
- Iyenger, S. (1991). *Is Anyone Responsible? How Television Frames Political Issues*. Chicago: University of Chicago Press.
- 蒲島郁夫・竹中佳彦 (1988) 『現代日本人のイデオロギー』 東京大学出版会
- Lane, R. (1973). "Patterns of Political Belief" In Jeanne Knutson, ed., *Handbook of Political Psychology*. PP.83-116. San Francisco: Jossey-Bass.
- Lau, R. R. & Sears, D. O. (Eds.) (1986). *Political Cognition*. Hillsdale, N.J.: Erlbaum.
- McCombs, M. E. & Shaw, D. L. (1972). "The Agenda-Setting Function of the Mass Media." *Public Opinion Quarterly* 36: 176-87.
- Neuman, W. R. et al. (1992). *News and the Construction of Political Meaning*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Rosenberg, S. W. (1988). *Reason, Ideology and Politics*. Princeton: Princeton University Press.
- Rotter, J. B. (1966). "Generalized Expectancies for Internal Versus External Control of Reinforcement." *Psychological Monographs* 80 (609) : entire.
- Thurstone, L. L. & Chave, E. J. (1929). *The measurement of attitude*. Chicago: University of Chicago Press.
- Turner, J. C. (1987). *Rediscovering the social group: A self-categorization theory*. Oxford:Blackwell.

メタファー対照に基づくビジネススピーチ分析

清水 利宏
大阪経済大学 経営学部

A Comparative Study of Metaphors in Business Speeches – The Words of CEOs at Chrysler Corporation and Nissan Motor Company –

SHIMIZU, Toshihiro
Faculty of Business Administration, Osaka University of Economics

本稿は、自動車産業界のビジネスリーダー、リー・アイアコッカ（クライスラー）とカルロス・ゴーン（日産自動車）が発表したビジネススピーチを対照研究の素材とし、概念メタファーおよびそのメタファー表現の特徴的な役割について考察するものである。両氏のスピーチには、いずれも「工場閉鎖を伴う経営陣の決断を、従業員と地域社会に伝達する」という二者共通の重要な役割がある。今回の研究では、類似の厳しい経営状況下で発表された両スピーチにおけるメタファー表現を手掛かりとし、各概念メタファーの変移傾向を分析することで、両者がいかなるメタファーを用いて、どのように自身の感情を意図通りに伝達（あるいは抑制）しようと試みたのかを考察する。

■ KEYWORDS : Conceptual Metaphor, Business Speech Communication, Chrysler, Nissan

Abstract

The purpose of this research is to analyze the roles and characteristics of metaphors applied in business speeches. Two speeches, presented by two business leaders in the automobile industry, Lee Iacocca and Carlos Ghosn, are referred to as examples. The contents of both speeches involved the announcement of the closing of plants to the public as well as their employees. This paper explores the metaphoric expressions found in their speeches, and summarizes the differences and similarities. This shows how these two speakers tried to control, express, or conceal their feelings in their speeches, utilizing metaphors, especially in such critical business situations.

1. Introduction

Lakoff and Johnson (1980) stated, “The essence of metaphor is understanding and experiencing one kind of

thing in terms of another” (p.5). This fundamental theory, or related ideas, is also found in references for business speech presenters. Take VanOosting (1985) for example, who explains that “a metaphor is an implied comparison between two unlike things, ascribing features or qualities of one to the other. ... its function is to explicate or highlight an embedded meaning in a word or image” (p.138). He advises business people to make appropriate uses of metaphor in business speeches. In other words, “good metaphors can create new understanding and uplift an audience” (McKerrow et al., 2000: p.235). However, Clancy (1989) points out that “a poor metaphor applied to business can have enormously harmful effects when actions are based on a mistaken analogy” (p.27). Thus, it is not always easy for presenters to utilize the appropriate metaphors in their business speeches.

In order to clarify some characteristics of metaphors

– conceptual metaphors and/or metaphorical expressions (Lakoff & Johnson, 1980) – in business, Clancy (1989) reviewed 43 actors of business speeches from the past 200 years, based on the principle metaphor studies proposed by Lakoff and Johnson (1980). Clancy states in his research about the metaphors in business speeches, “six metaphors are by far the most commonly used (in order): JOURNEY, MACHINE, ORGANISM, WAR, GAME and SOCIETY”¹⁾ (p.29). This investigation contrasts with Koller’s (2004) research which emphasizes the dominance of WAR conceptual metaphor in business media discourse. Koller conducted the research on the basis of “structural metaphor” (Lakoff & Johnson, 1980: p.14) – for example, the MARKETING IS WAR concept, which stems from the idea that “we [rational animals] have institutionalized our fighting in a number of ways, one of them being war” (Lakoff & Johnson, 1980: p.60). According to Koller (2004), “it is mainly the WAR metaphor that accounts for metaphor concentration in the four articles” (p.80), sampled from *Business Week*, *The Economist*, *Fortune*, and *Financial Times*. Koller (2004) further states that the SPORTS conceptual metaphor ranks second in all texts, followed by the GAMES conceptual metaphor which is very culture-specific, meaning; in some countries, like the UK, it is used less than in the US (pp.80-81).

Regardless of the types of metaphors, presenters of business speeches are required to utilize their “conceptual system” (Lakoff & Johnson, 1980: p.3) creatively to produce appropriate metaphors in their own speeches. Business leaders are recommended, or sometimes highly expected, to be capable of doing this. Indeed, “new metaphors, by virtue of their entailments, pick out a range of experiences by highlighting, downplaying and hiding” (Lakoff & Johnson, 1980: p.152). The conceptual metaphors, for example, BUSINESS IS WAR and BUSINESS IS GAME, imply different characteristic aspects of a certain business. In the same way, the conceptual metaphors, COMPANY IS MACHINE and COMPANY IS SOCIETY, deliver different impressions about a certain company to the audience.

Metaphors help business speakers make their point of view understood without speaking out too explicitly about the naked reality of things in speeches. This is because “the metaphorical usage of business leaders is both a reflection and a prime dominant of their intellectual framework and, hence, their actions” (Clancy, 1989: p.28).

In order to help clarify the roles of metaphors in business speeches, this paper refers to two actual business speeches as examples. The speeches were made by two influential business leaders in the automobile industry; Lee Iacocca at Chrysler Corporation and Carlos Ghosn at Nissan Motor Company. This paper studies the metaphoric expressions in their speeches. The main focus here is the six elements of business conceptual metaphors, which Clancy (1989) and Koller (2004) point out; JOURNEY, MACHINE, ORGANISM, WAR, GAME and SOCIETY. The speeches, selected as samples, were both performed under similar severe financial conditions with which their companies were confronted. Both of them were required to unveil their plans for factory closing and future perspectives to the audience and the employees. The main aim of this paper is to explore how those metaphors worked to highlight, downplay, and even hide the naked realities in business, and what types of metaphors their speeches shared in common.

2. Comparative Speech Analysis

2.1 Sample Business Speeches

[CSPK] “Chrysler Shuts a Plant in Kenosha”

(Iacocca, 1988) – made on February 16, 1988 by Lee Iacocca, as Chairman and CEO at Chrysler Corporation.

[NRP] “Nissan Revival Plan”

(Ghosn, 1999) – made on October 18, 1999 by Carlos Ghosn, as President and CEO at Nissan Motor Company.

For the purpose of this comparative study, both

sample speeches are edited into 4 short sections as extracts; (1) Greeting; an opening section, (2) Introduction; an introductory section, (3) Body; a main section which unveils current situations and the plant closing, and (4) Conclusion; a closing section. (Note: No underlines or *italics* in the original.)

2.2 ‘Greeting’ Section

[Greeting - CSPK]

Good afternoon. Based on some of the things I’ve read and heard in the last two weeks, there are probably a lot of you who doubted I’d ever show up here in person. Well, I’m here. It may have taken me too long, but there were good reasons for that; I didn’t have a message to deliver, and I didn’t have a plan to present. But we’ve talked to a lot of people – and heard from the people of Kenosha – and we’ve put a plan together. That’s why I’m here today.

[Greeting - NRP]

Good afternoon, ladies and gentlemen. As promised, I am here to communicate to you the Nissan Revival Plan on the eve of the Tokyo Motor Show. This communication is addressed simultaneously inside our company. The members of the executive committee will relay my message and give forth information inside Nissan, which explains their absence from this room today.

In the greeting sections, the speakers express their ideas and plans as OBJECTS: IDEAS ARE OBJECTS and COMMUNICATION IS SENDING (Lakoff & Johnson, 1980: p.10). Iacocca says, “I didn’t have a message to deliver, and I didn’t have a plan to present. ... we’ve put a plan together” (CSPK). Ghosn says, “The members ... will relay my message and give forth information inside Nissan” (NRP).

In the greeting sections, ontological metaphors (Lakoff & Johnson, 1980) in the messages play a role of visualizing the transaction of the OBJECTS (contents of the speeches). As they merely are greetings, there are yet few significant metaphorical characteristics which signpost what kind of messages will follow next.

2.3 ‘Introduction’ Section

[Introduction - CSPK]

Let me say at the outset that I’ve seen Chrysler raked over the coals for two weeks, and I think some of it has been unfair. Unfair – but understandable. In the heat that always follows a plant closing, emotions naturally run high. And I’m an expert on that; I’ve had to close a lot of plants. It’s a lousy time to try and communicate, because people are angry and nobody listens well when they’re angry.

Let me start by reminding you that we’ve said from the outset that we’d not only meet our normal obligations to our workers and the community, we’d go beyond them. We intend to do just that, and I’m here to tell you – and the people of Kenosha – just how we’ll do that.

[Introduction - NRP]

The outline of our meeting will be the following: After a brief introduction, I will develop the diagnosis of our current situation from past performance analysis and from the numerous discussions I had across the world inside and outside the company with Nissan’s employees and partners, whether they are suppliers, dealers, shareholders or business partners. Secondly, I will unveil to you the Nissan revival plan, the way it was elaborated, its key contents and the expected impacts. Third, I will share with you our commitments.

In the introduction sections, conceptual metaphors in these speeches indicate the signs of the different characteristics. Their metaphorical standpoints here seem to be; CEO IS A (DISASTER) REPORTER (CSPK) and CEO IS A DOCTOR (NRP).

Since CEO IS A REPORTER, in the introduction of CSPK, he reports the situation objectively, as if he is simply observing the situation from the outside of the company. He uses ontological metaphors with personification. He says, “I’ve seen Chrysler raked over the coals ... In the heat that always follows a plant closing, emotions naturally run high.” He describes the severe situation as a DISASTER, and he refers to his “obligations” as the compensation. Then he adds an

orientational metaphor, “we’d go beyond them,” as this compensation in the DISASTER is one of the hopes of the company. As we shall see later, this concept is related to the PROGRAM IS HOPE conceptual metaphor in the closing section of this speech.

In NRP, where CEO IS A DOCTOR, he is committed to reviving his company, which is in a severe condition. He will first “develop the diagnosis ... from past performance analysis and from the numerous discussions ... inside and outside the company.” Based on this diagnosis, he will secondly, “unveil ... the [elaborated] revival plan” along with “the expected impacts.” And he reconfirms his promise by saying, “I will share with you our commitments” to make the company “revived.” Based on the CEO IS A DOCTOR conceptual metaphor in the introduction section, the speaker visualizes the clear image that the CEO himself is the person responsible for diagnosing and reviving the company. He implies here that he will lead and go through this issue together with the employees.

2.4 ‘Body’ Section

[Body - CSPK]

But first, let me repeat that the decision to close the Kenosha plant later this year was a crummy call that we had no choice but to make. We’ve been through all that. We didn’t renege on anything and we didn’t break our word to anybody. Time, and the marketplace, just caught up with an 86-year-old plant.

When you have to make a decision like we did, you’re the villain. There’s no getting around it. It comes with the territory. Most people don’t see it yet, but we’re really not villains at Chrysler – we are victims. Not quite as much as those people losing their jobs, but victims nevertheless. We’re all victims – all of us in this country – of years of unfair trade policies that have flooded our market with foreign products, closed our factories, and put our people on the street. This isn’t a Chrysler problem, or a Kenosha problem – it’s an American problem. ...

Well it hit home in Kenosha a couple of weeks ago. For that community, it felt like the world fell in. But it’s not

just in Kenosha. Right now, even as we stand here, the same thing is going on in: Norwood, Ohio ... 4,000 jobs, Hamilton, Ohio ... 2,500 jobs... But let me add that Kenosha was destined to close. Regardless of who owned it – American Motors, Renault, Chrysler or somebody else. It can’t compete anymore; the plant, not the people. It’s just happened sooner than we expected. That’s the stark naked reality of the thing. I’m just the messenger bringing the bad news. If you want to beat up on me, okay, but you’d better go to Washington if you want to fix it.

Nevertheless, the people in Kenosha are our people and the community has relied for a long time on a plant that is now ours, so we’ve got a special obligation to help them out. We made a mistake with Kenosha, and I’m here to admit it. We are guilty as hell of being cockeyed optimists. And we’re paying the price for it now.

I’ve received a lot of mail from Kenosha. Some of it we can’t print. Most of the letters, though, just have a lot of pain, and a lot of worry in them. I wish I didn’t have to read them all – but I do. This one is from John Hosmanek. He is the superintendent of schools. He says 1,905 families with a total of 2,358 kids in his schools are going to be hurt. Those are the big problems that the people of Kenosha have told us about. And we’re going to do something about them. Starting now. And that’s the program I want to outline today. ...

[Body - NRP]

The key facts and figures about Nissan point to a reality: Nissan is in bad shape. I will limit myself today to three indicators which show it clearly: Nissan has been losing global market share continuously since 1991. We were at 6.6% world market share in 1991. Today, we are at 4.9% world market share. We lost 1 and 7/10s of a point of world market share since 1991. ...

Our action plan is the following. We are going to reduce our vehicle assembly and powertrain capacity in Japan. ... Consequently, we will implement the following plant closures. Murayama Plant, Nissan Shatai Kyoto Plant, Aichi Kikai Minato Plant will be closed in March 2001. ... The plant closures, however painful they are – and they really are – will allow us to significantly increase the productivity and the cost effectiveness of the remaining

plants.

This will guarantee their future by allowing them to be industry leaders, both in terms of productivity and in terms of cost effectiveness. At the same time, we will take this opportunity to rationalize and simplify our industrial organization, taking advantage of the reduction of the number of Nissan platforms. ...

We will further reduce our operating costs by globalizing logistics and enhancing best practices exchanged on a global scale between our manufacturing plants. ... Our target is to reduce by 20% our sales general, and administrative costs, which are at a very high level compared to the best car manufacturers. Brand power restoration will help reduce sales incentives. We will establish a contract with one main global advertising company in order to support a coherent global brand management and reduce our costs. We will modernize and streamline our distribution structure. The domestic Japanese dealer organization will be carefully revamped.

In the body of CSPK, the principal conceptual metaphor that governs this section is: PLANT CLOSURE IS (NATURAL) DISASTER. Therefore, the speaker claims in his speech that he is also a "victim," and he is just "the messenger bringing the bad news." This is a reflection of a CEO IS A (DISASTER) REPORTER conceptual metaphor, found in the introduction. As it is a DISASTER, there are "victims," "villains" and "territories," and he confesses, "the decision ... was a crummy call that we had no choice but to make." In order to specify the real "villains," he utilizes an ontological metaphor with personification. He says, "Time, and the marketplace, just caught up with an 86-year-old plant." "Seeing something nonhuman as human" (Lakoff & Johnson, 1980: p.33) is the metaphorical technique which he utilizes to help justify his idea in the speech. This metaphorical expression indicates the nonhuman "villains" as real humans, concentrating the audience's attention on the real "villains," which he emphasized.

As PLANT CLOSURE IS (NATURAL) DISASTER, they "have flooded our market ..., closed our factories, and put our people on the street." According to the speaker,

"it hit home," but the plant "was destined to close." And then follows another metaphorical expression, "it can't compete anymore," which is a reflection of a SPORTS conceptual metaphor, more specifically a RACING conceptual metaphor; "runners moving fast across a racing turf towards a finishing line" (Koller, 2004: p.82). Nevertheless, the general impression here in this part is still not so much SPORTS as DISASTER. Thus he continues, "it's just happened sooner than we expected." These statements all sound very indifferent for a CEO, but he made it successful by manipulating DISASTER metaphorical expressions in his speech.

He also says, "you'd better go to Washington if you want to fix it." "Washington" in this sentence is THE PLACE FOR THE INSTITUTION metonymy (Lakoff & Johnson, 1980: p.38), which means 'American government.' As metonymy "has primarily a referential function" (Lakoff & Johnson, 1980: p.36), the audience can understand what it means without being told what it really means. With this metonymy, the speaker can: (1) criticize the government without naming a responsible person directly, and (2) complete the persuasion of making audience believe that this issue is not a company's problem but an American problem. The speaker has then successfully visualized the image of this DISASTER, and he *put* its responsibility *into* someone else's CONTAINER.

Beyond this point, however, the speaker sounds a little more concerned by recognizing the audience as "our people" and the plant as "ours." Concerning this DISASTER, he mentions their "obligation" as he "admits" that it is his "mistake" and he is "guilty" for disregarding the prevention of the DISASTER. This is why they are "paying the price" as their compensation.

In the last paragraph of the body, he uses ontological metaphors with personification again to express his sincere understanding of letters which they have received. He says, "Most of the letters ... have a lot of pain, and a lot of worry in them." This metaphorical expression creates a feeling that the letters (nonhumans) are the local people (humans). The last two words "in them"

also create a metaphorical expression based on the conceptual metaphors; THE FEELING IS AN ENTITY AND A LETTER IS A CONTAINER. But here in this line, since the word “letters” has already been personified, the group of people is the CONTAINER, which he is now going to *put* his sincere concerns *into*.

On the other hand, the fundamental idea that covers the body of NRP is BUSINESS IS A BUILDING conceptual metaphor. The speaker begins by saying, “The key facts and figures about Nissan point to a reality: Nissan is in bad shape.” Indeed, the word “facts,” which follows an adjective “key” (one of the most important elements for a building), and “figures” are literally and metaphorically “in bad shape.” It is also a personification that helps to make the audience visualize Nissan (BUILDING) being “in bad shape.” This is a well-visualized opening of a body and it continues until the end of his speech. In the huge space of a ‘building of business,’ the speaker indicates their location by saying “we were at 6.6% world market share” and it is now “at 4.9% world market share.” This BUILDING is considered as a huge CONTAINER in which all their business actions take place. In this CONTAINER, he implements the plans for the “brand power restoration.” In order to realize it, they “establish a contract ... to support a ... management,” and he says, “We will modernize and streamline our distribution structure. The domestic Japanese dealer organization will be carefully revamped.” These BUSINESS IS A BUILDING metaphorical expressions play an important role in visualizing the reality, the situation and an ideal *structure* of the company (A BUILDING) toward the future.

As for the plant closure, which he mentions in the body of his speech, it is considered “painful.” However, he talks little about the pain. Instead, he tries to persuade the audience logically, and express his belief by saying, “This will guarantee their future.” This is a rhetorical expression with personification. Instead of declaring ‘who’ guarantees the future, the speaker utilizes the personification and says that all the actions, including plant closures, which he understands are “painful,” will

“guarantee” their future. This helps to make the audience understand that it is also the audience’s commitment that will *guarantee* their own future. In other words, the speaker utilizes this metaphoric expression to become a little more objective, *pushing* a part of his responsibility *onto* someone else. This reminds us of the personification technique, which Iacocca applied in CSPK. He utilized the metaphoric expressions to speak very much objectively, implying that he is not responsible. Iacocca even stated clearly that he was also a “victim” and was just a “messenger” of the bad news.

2.5 ‘Conclusion’ Section

[Conclusion - CSPK]

Now, I know that this program won’t end the pain, but I sure hope it will start the healing. Maybe if we can get people working together to help the Kenosha employees – the company, government, community groups – we can turn off the rhetoric and start helping Kenosha look to the future.

[Conclusion - NRP]

The Nissan revival plan is our plan to prepare Nissan’s future. Its objectives and commitments will not change. It is a consistent and reliable guideline for the next three years and beyond.

We reached today, a very important step after three months of common, accelerated, and intensive work – communication, debate and decision making. But establishing the plan represents at most 5% of the challenge, 95% of the challenge now lies in its execution. That is what we are going to focus on from now on. The direction is clearly and firmly established. The excellence in the implementation will be key to delivering the full potential of the Nissan revival plan. ...

I know and I measure how much effort, how much sacrifice and how much pain we will have to endure for the success of the Nissan revival plan. But believe me, we don’t have a choice, and it will be worth it. We all shared a dream: a dream of a reconstructed and revived company, a dream of a thoughtful and bold Nissan on track to perform profitable growth in a balanced alliance with Renault to

create a major global player in the world car industry. This dream becomes today a vision with the Nissan Revival Plan. This vision will become a reality as long as every single Nissan employee will share it with us.

In the conclusion of CSPK, there is found a PROGRAM IS HOPE conceptual metaphor. The speaker personifies “this program” and says, “this program won’t end the pain, but ... it will start the healing.” With this hope, he can then “turn off the rhetoric” and help “Kenosha look to the future.” The word “Kenosha” is a PLACE FOR THE PEOPLE metonymy, indicating not only the city of Kenosha itself, but all people concerned with this issue in Kenosha. In the closing of his speech, after unveiling a compensation program, the speaker tries to encourage the audience to move forward by using these forward-looking expressions. This recalls the previous CEO IS A (DISASTER) REPORTER conceptual metaphor in the beginning and PLANT CLOSURE IS (NATURAL) DISASTER conceptual metaphor in the body. And it gives a more positive image of the speaker to the audience in the closing, in contrast to the past indifferent impressions.

NRP in the conclusion shows a mixture of BUSINESS IS A JOURNEY and BUSINESS IS A BUILDING conceptual metaphors which are continued from the body. The speaker says that the plan is a “guideline” with “objectives and commitments.” It is a “plan to prepare Nissan’s future,” and they “reached today a very important step.” So they need to “focus” on the execution, as “the direction is clearly and firmly established.” He says, “I measure how much effort, ... sacrifice and pain we will have to endure” in the JOURNEY. This BUSINESS IS A JOURNEY metaphorical expression works to visualize the path which they have followed and which they will be following. Also, he says that they have “a dream of a reconstructed and revived company” to be seen “on track,” looking forward to transforming a “vision” into a “reality.” This message encourages the audience to visualize the positive image of their future. Beginning as a MEDICAL DOCTOR in the

introduction, he extends his “diagnosis” in the body and presents a concrete plan to “revive” the company, including the “brand restoration.” Ghosn encourages the audience to undergo some hardships in the JOURNEY to the future with his strong leadership. His message is always logical, and his metaphoric expressions are also consistent, well-visualized and persuasive.

3. Discussion

In the comparative study of these two speeches, they share little similarity in common, as already seen in each section. Each speech has its own metaphorical characteristic. The approaches to persuade the audience were significantly different, although they encountered similar critical business situations, where they were required to announce the plant closing. Since they both refer to pain and the solution necessary for the relief, some expressions in the speeches could be considered as reflections of a BUSINESS IS WAR conceptual metaphor. However, the pain in CSPK represents an aspect of harm in the NATURAL DISASTER. In contrast to this, the pain in NRP is an aspect of symptoms, which people suffer from, on the path of a JOURNEY. Due to these differences, CSPK sounds rather objective like a DISASTER REPORT as a whole, while NRP sounds a lot more subjective. In NRP, the JOURNEY is led by the CEO himself, toward the “restoration” of their own BUILDING OF BUSINESS.

As it is mentioned in the introduction, this paper focuses on the 6 elements of business conceptual metaphors; JOURNEY, MACHINE, ORGANISM, WAR, GAME, and SOCIETY. As far as CSPK and NRP are concerned, none of these six elements was a dominant conceptual metaphor, which governs the whole body of the speeches. These six elements, however, are partly observed both in CSPK and NRP. For example, the word “victims” in the body of CSPK, and the word “target” in the body of NRP, are both generally considered as BUSINESS IS WAR metaphorical expressions – typically found in the cases of M&A (Koller, 2004: p.48). However, it is not a WAR conceptual metaphor that

governs the whole body of CSPK and NRP. In the same way, the phrase “It can’t compete anymore” in the body of CSPK, and the phrase “to perform ... to create a major global player” in the conclusion of NRP, could be considered as BUSINESS IS GAME metaphorical expressions, as there are “goals and difficulties” (Clancy, 1989: pp.52-53) in their concepts. Also, they can be considered as BUSINESS IS SPORTS metaphorical expressions, as Koller (2004) indicates that “the

conceptual links between sports and games are obviously quite tight” (p.68). In either case, however, it is not a GAME conceptual metaphor that dominates the overall metaphorical images of CSPK and NRP.

4. Conclusion

In conclusion, the metaphorical characteristics found in these two speeches can be illustrated as follows:

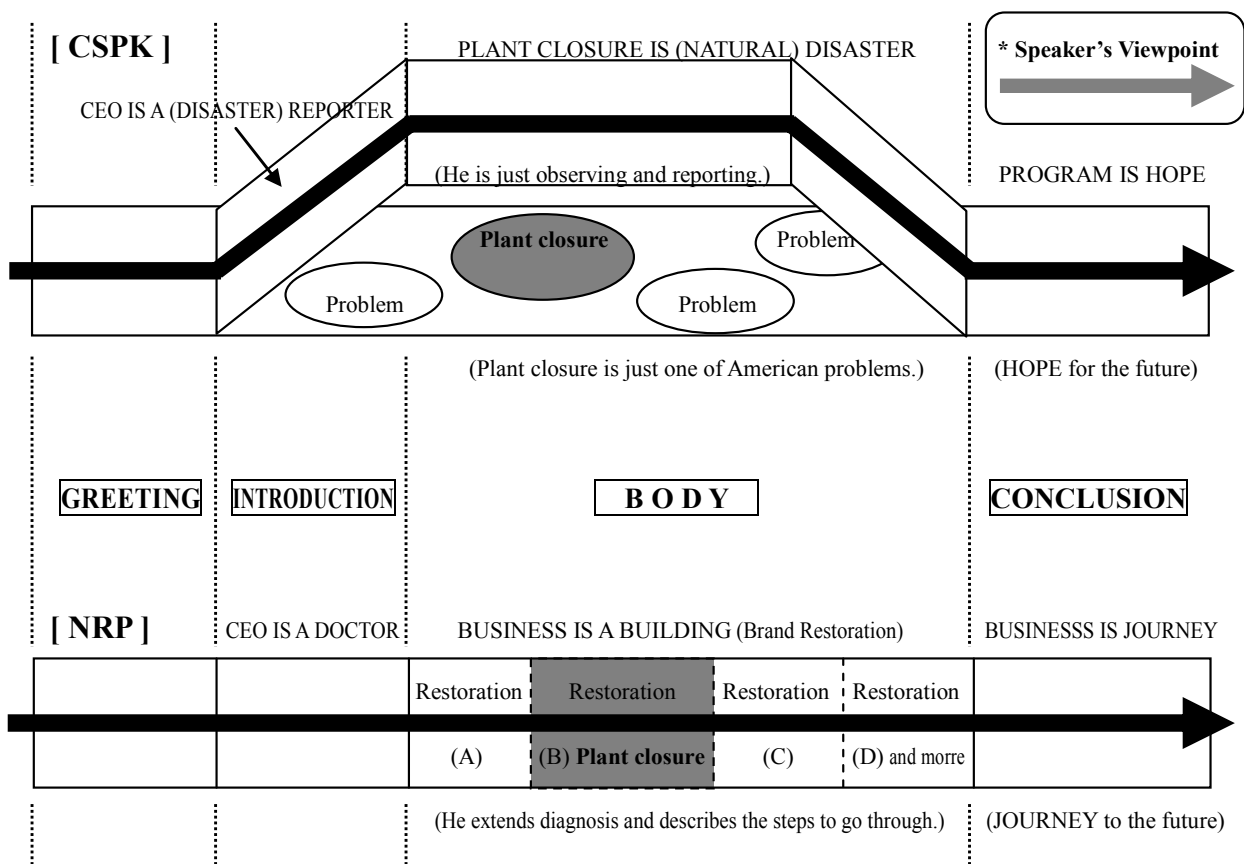


Fig. 4-1: Metaphorical Viewpoint Variations

This illustration arouses a hypothesis that the metaphorical concept applied in the introduction of a speech defines the consistent viewpoint, which the speaker takes, toward the body (main content). “A plant closure” itself is a plain fact, which can be controlled and delivered either subjectively as one of their own steps to their own future, or objectively as one of the nation-wide problems which the speaker is not much responsible for.

In business situations, it is required to make the speaker’s viewpoint or standpoint very clear in the speeches, especially in the beginning. And the speeches, studied in this paper, successfully make their standpoint clear in the introductions with appropriate metaphorical expressions, which characterize the whole individual impressions of the speeches.

To summarize, effective utilization of metaphorical

expressions, in the beginning of a business speech, will help the audience to visualize a clear image of the conceptual understanding. This is because “metaphorical concepts can be extended beyond the range of ordinary literal way of thinking and talking into the range of what is called figurative, poetic, colorful, or fanciful thought and language” (Lakoff and Johnson, 1980: p.13). As Moore (1982) also suggests, a metaphor is “an evocative exploitation of given meanings” (p.12). This requires further research, however. As far as these two business speeches are concerned, the conceptual metaphors and the metaphorical expressions, found in the introductions of the speeches, play a role of a determiner for the whole conceptual image of the body. This perspective parallels Koller’s (2008) hypothesis. It states, “Metaphoric expressions in the opening stretches of an article are seen as having a defining role by setting the agenda in terms of topic conceptualization” (p.111).

NOTES

- 1) In this article, in order to distinguish the conceptual metaphor and its linguistic metaphorical expression, metaphoric concepts are represented graphically by SMALL CAPITALS.

REFERENCES

- Clancy, John. J. (1989). *The Invisible Powers – The Language of Business*. Toronto: Lexington Books.
- Ghosn, Carlos (1999). Nissan revival plan (Speech). In Nissan Motor Company (Ed.), *Corporate News – 1999 Speeches*. Retrieved November 30, 2009, from http://www.infiniti-news.com/site_library/corporate/news/1999speeches/2_25_2000.shtml
- Iacocca, Lee (1988). Chrysler shuts a plant in Kenosha (Speech). In J. Kador (Ed.) (2004), *50 High-Impact Speeches and Remarks*. New York: McGraw-Hill. 164-167.
- Koller, Veronica (2004). *Metaphor and Gender in Business Media Discourse*. New York: Palgrave Macmillan.
- Koller, Veronica (2008). Brothers in arms: Contradictory metaphors in contemporary marketing discourse. In Mara Sophia Zanotto, et al. (Eds.), *Confronting Metaphor in Use: An applied linguistic approach*. Amsterdam: John Benjamins Publishing Company. 103-125.
- Lakoff, George, & Johnson, Mark (1980). *Metaphors We Live By*. Chicago: The University of Chicago Press.
- McKerrow, Raymie E., et al. (2000). *Principles and Types of Speech Communication*. New York: Longman.
- Moore, F. C. T. (1982). On Taking Metaphor Literally. In David S. Miall (Ed.), *Metaphor: Problems and Perspectives*. Sussex: The Harvester Press. 1-13.
- VanOosting, James (1985). *The Business Speech*. New Jersey: Prentice-Hall.

映像になったオペラの最善の使い方

—オペラ作品の充実した観賞力への道—

鈴木 満由美

日本大学大学院総合社会情報研究科

How to Make the Best Use of Video-recorded Operas

- A Passageway to Full Appreciation of Works of opera -

SUZUKI Mayumi

Nihon University, Graduate School of Social and Culture Studies

In this paper the writer will demonstrate that video-recorded opera works are great use to develop an ability to understand other peoples, their countries and cultures.

Here in Japan, few cities have an opera house; few people can enjoy operas as they are actually performed before their eyes just in the town they live in and exactly at the time they have an opportunity. Yet the development of IT as well as audio-visual technology has allowed opera to attract an increasing number of persons. With a lot of performances recorded on video/disk and DVDs, more and more works have reached to an ever wider audience. They can also gain access to the contents of the plays by means of subscriptions.

What is more, video-recorded operas are a great help in teaching people Western history. In many operas, heroes and heroines of Greek mythology and statesmen and generals of Roman Empire appear on the stage. While enjoying operas people can learn a lot about the historical situations and cultures not only of the ancient world but of the modern European countries where the works were written.

■ キーワード：映像オペラ、国際理解

1. はじめに

地方に在住する者にとって、劇場までオペラを観に行くことは簡単ではない。たとえば、イタリア大使館の後援により、2009年9月、ミラノ・スカラ座が来日する予定である。公演演目である『アイダ』も『ドン・カルロ』も東京でしか上演しない。そのため、仕事帰りに寄れるといった気軽さはなく、鑑賞するためには上京しなければならないのである。

また、地方の劇場の構造上の問題もあり、上演できる演目や演出が限定される。仮に、地方公演をしたとしても、器にあわせて演出をシンプルに変更して、雰囲気を変えてしまう場合も多い。それゆえ、地方におけるオペラ鑑賞において、環境が整えられ

ているとはいえないのである。

ところが、2006年の大晦日、オペラ鑑賞に新しい世界が広がった。2003年にシネマ歌舞伎を開発した松竹が、METライブビューイングと称し、MET（ニューヨーク・メトロポリタン歌劇場）と新しい取り組みを始めた、それは、メトロポリタン歌劇場で収録されたオペラ公演映像をスクリーン上演するイベントだったのである。

松竹によると、「HD（High Definition）映像上演と6チャンネル音響再生の最高の環境と技術を駆使しており、日本語字幕もついて、まるで最前列で観劇するようなクリアな音を感じることができる」¹と説明されている。ただし、鑑賞者の視点の自由さはなく、スクリーンの状況によっては雰囲気もかわっ

てしまうこともある。しかし、オペラ劇場まで行かなくとも、鑑賞できるというシステムが登場したわけである。

映像導入は、IT の発達に伴い、義務教育である小・中学校の現場にもビデオや DVD となって、頻繁に教材として活用されるようになってきた。書物に掲載されている写真は平面であるのに対し、ビデオや DVD は立体的に映し出し音響や動画で確かめられる。実体験しなくとも、疑似体験に近い形で理解を促せるからである。

たとえば、歴史や世界地理を学ぶために、10 年余りまえに制作された「まんが日本史シリーズ」や「世界地理・国際理解(全 14 巻)」というビデオがある。前者は、アニメを楽しみながら日本史を学ぶので、生徒の反応はよい。後者は、特徴ある自然や生活風景などの作品であり、現地に行かなくともその国の印象をつかむことができる。

これらの視聴覚教材は、教育機関及び公的機関での使用を対象としている。活用するには、指定された各教材カタログから教材を選んで市町村の予算を経て購入するか、視聴覚センターから貸出する。個人的に学ぶためには入手できない

本稿の目的は、生涯にわたって国際理解を高めるために利用できるものの一つとして映像になったオペラの鑑賞を提言するものである。本稿では、来日公演から日本人のオペラ鑑賞の現状を調べ、現状と課題の分析をした先行研究をもとに、どこでも楽しめるオペラ鑑賞の方法を探る。日本人に人気のイタリアオペラ、ヴェルディの生涯と作品の分析を行い、政治的歴史的背景がオペラ制作に強く影響していることを証明する。そして、映像になったオペラ作品の鑑賞の効果を考察していくことにある。

2. 来日公演からみるオペラ鑑賞の現状

まず、来日歌劇場を調査した。表 1 は、月刊クラシック音楽情報誌「ぶらあぼ」を参考に、2003 年から 2008 年までの来日歌劇場を調査し、2 曲以上、上演している歌劇場を作表したものである。

表 1. 来日劇場の上演曲数 (ぶらあぼより作表)

国	劇場	03	04	05	06	07	08
伊	ヴェルディ歌劇場	2					2
伊	ベッリーニ大劇場	2			2		
伊	ミラノ・スカラ座	2					
伊	ローマ・イタリア歌劇場		1		2		
伊	スポレート・オペラ		1			1	1
伊	フェニーチェ歌劇場			3			
伊	サン・カルロ歌劇場			2			
伊	ボローニャ歌劇場				3		
伊	フェレンツェ歌劇場				2		
伊	ドニゼッティ劇場					2	
伊	パレルモ・マッシモ劇場					2	
奥	バーデン市立劇場	1	1	1	1	1	1
奥	ウィーン国立劇場		2				3
奥	ウィーン・フォルクスオーバー						3
ポ	ポーランド国立劇場	2		1	2		
ポ	ワルシャワ室内歌劇場		3		6		2
チェ	チェコ国立ブルノ歌劇場	1	1	1			
チェ	プタハ室内歌劇場				2		3
チェ	プラハ国立劇場	2		3		1	2
チェ	ボヘミア・オペラ	3		3			
露	モスクワ室内歌劇場	1		3			
露	マリイーンスキイ劇場	3			4		4
露	ミハイロフスキイ劇場	1		2		2	
仏	パリ・シャトレ座		1	1			
仏	パリ国立オペラ						4
ブル	ソフィア国立劇場						2
ブル	ソフィア国立オペレッタ劇場			4			2
米	ニューヨーク・シティ・オペラ			2			
米	メトロポリタン・オペラ				3		
独	ミュンヘン・オペラ			3			
独	ベルリン国立歌劇場					3	
独	ドレスデン国立歌劇場					3	
ウ	キエフ・オペラ				2		2
スイ	チューリヒ歌劇場					2	
ハン	ハンガリー国立劇場		2		1		
スロ	スロヴァキア国立歌劇場		1			1	1

イタリアからが多かった。イタリアとの関係では、「日本におけるイタリア (2001)」、「日本におけるイタリア 2007・春」に続き、「日本におけるイタリア 2009・秋」のイベントを催している。たとえば、「イタリア 2009・秋」は、2008年7月8日、福田総理とベルルスコーニ首相とで行われた日伊首脳会談²で話された大型交流事業であり、イタリア大使館が後援となっている。政策の一つなのである。このように、政府が関与して興業が行われる場合が少なくない。

表2は、「ぶらあぼ」を参考に、2003年から2008年までの来日歌劇場の上演演目を調査し、作表したものである。上位4曲は9劇場以上で上演されていた作品で多い順に並べている。5曲目以降は3劇場から5劇場で上演した作品であり、創作年の順に並べた。右側に歴史上の出来事を比べてみた。誰もが知っていることを前提に、教科用図書「中学社会歴史的分野」に記載されている内容に限定した。

表2. 来日劇場の上演演目 (ぶらあぼより作表)

作曲者『作品名』	創作年	歴史
ヴェルディ 『椿姫』	1853	
モーツァルト『フィガロの結婚』	1786	田沼失脚
モーツァルト『ドン・ジョヴァンニ』	1787	定信改革
モーツァルト 『魔笛』	1791	仏1791 憲法
モーツァルト『コシ・ファン・トゥッテ』	1790	
ロッシーニ『セビリアの理髪師』	1816	11代家斉
ヴェルディ 『リゴレット』	1851	太平天国の乱
ヴェルディ『イル・トロヴァトーレ』	1853	黒船来航
ヴェルディ 『アイーダ』	1871	ドイツ帝国
ヨハン・シュトラウス『こうもり』	1874	民選議院開設の要求
ビゼー 『カルメン』	1875	樺太・千島交換条約
ヴェルディ 『オテロ』	1887	仏領インドシナ
プッチーニ 『トスカ』	1900	義和団事件出兵
プッチーニ『トゥーランドット』	1926	昭和天皇

表2から、イタリアものが8曲ととても多かった。言葉において、ジグシュピール (歌芝居) の『魔笛』とオペレッタの『こうもり』のドイツ語、『カル

メン』のフランス語以外はイタリア語であった。表1と表2の調査の結果、イタリアの劇場が自国の作品をもって多く上演することが検証できた。

オペラ公演には費用がかかる。なぜならば、歌手、指揮者、合唱団、オーケストラといった音楽や、バレエ団などの舞台に関わる人たちのほか、振付、美術、照明、メイク、衣裳、大小道具などの大勢のスタッフによって制作されるからである。舞台装置のみならず、多額の輸送費や人件費も必要となる。

表3は「ぶらあぼ」を参考に、2005年から2009年までの前述歌劇場の日本での人気演目の会場と入場料を調べ、作表したものである。

表3. 来日劇場の開場と入場料 (ぶらあぼより作表)

劇場・演目	入場料	時と会場
新国立劇場『オテロ』	26.250-1.500	09.09.同左
スカラ座『アイーダ』	67.000-15.000	09.09.NHK ホール
ウィーン国立歌劇場 『コシ・ファン・トゥッテ』	65.000-12.000	08.10. 東京文化会館
メトロポリタン『椿姫』	64.000-15.000	06.06.NHK ホール
同上	60.000-15.000	06.6.兵庫県立文化
ザ・カポ『トロヴァトーレ』	58.000-9.000	05.06.オーチャード
同上	58.000-9.000	05.06.びわこホール
ボロニャ『トロヴァトーレ』	57.000-14.000	06.6. 東京文化会館
同上	57.000-20.000	06.6.びわこホール
ベルリン国立歌劇場 『ドン・ジョヴァンニ』	54.000-10.000	07.10. 東京文化会館
フェニーチェ歌劇場『椿姫』	43.000-9.000	05.5. 東京文化会館
同上	43.000-12.000	05.5.愛知県芸術劇場
キエフ・オペラ『椿姫』	20.000-7.000	08.10. 大阪フェス
同上	18.000-6.000	08.10. オーチャード
ローザンヌ歌劇場『カルメン』	20.000-7.500	08.10. 大阪フェス
同上	26.000-9.000	08.10. 東京文化会館
プラハ国立歌劇場『椿姫』	24.000-9.000	07.10. 東京文化会館
同上	17.500-9.500	07.10. 大阪フェス

この調査の結果、メトロポリタン・オペラでは、初日に兵庫県立芸術文化センターで1回公演をし、NHKホールで3回公演している。同様に、サン・

カルロ劇場でも初日にびわこホールで1回公演し、オーチャードホールで3回公演している。逆に、ポローニャ歌劇場では、東京文化会館で4回公演し、最終日にびわ湖ホールで1回公演している。スカラ座は4回、ウィーン国立歌劇場は3回、ベルリン国立劇場は4回と東京のみで公演している。

この公演の現状からS席5万円以上の入場料をとる公演において、4回程度が日本の観客数であり、関西の観客数は1回以下という結果となった。東京23区内にあるNHKホールは3601席、東京文化会館は2303席、オーチャードホールは2150席なので、1万人くらいの観客を想定していると計算できる。大阪フェスティバルホールは2700席、兵庫県立文化センターは2001席、びわ湖ホールは1848席なので、西日本の観客は2000人未満しか劇場に足を運ばせることはできないと推察できる。

また、2009年9月公演のスカラ座の『アイダ』と日本初の本格的オペラ劇場である新国立劇場の『オテロ』のチケットの購買状況を調べてみた。チケット販売e+の7月31日現在の空席状況である。前者ではC席42,000円以下とS席67,000円は完売していた。後者ではC席8,400円以下は完売していた。この調査では、よい席で観たいと願う固定客もいる。しかし、一般に安いチケットから売れていくという結果がでた。

どこの劇場でも行っている鑑賞者を増やす取り組みの一つに、リピーター確保のための会員募集がある。たとえば、新国立劇場においては「友の会」を作り、優先販売やセット券などにして、割引価格で提供している。

3. オペラをとりまく現状と課題

オペラ鑑賞の現状について、『わが国におけるオペラ制作の現状と課題』という根木昭の先行研究がある。その中に、「観客の性別・年齢別構成は、男女比1対2、40歳以上が3分の2弱を占めるなど、中高年の女性市場となっている。略。1公演当たりのホールでの収入は、入場料収入が4割強、公的な助成金が3割弱、民間の助成金が1割強である」³と記

述されている。日本のオペラ制作団体は、公私ともに助成金がないと運営は難しい。公的な助成金を得るには、その基準に達しなければならず、政府などの意向と無縁ではいられない。民間の助成金を得た場合は、その企業の利益に結びつく宣伝効果も考えなければならないかもしれない。いずれにしても、興業としての利益を念頭におく必要がある。

日本のみならず、欧州の歌劇場も資金難である。ドイツの歌劇場では補助金が減らされ、オーケストラ団員のワークシェアリングという措置で乗り切ろうとしている。イタリアでは、職員の年金基金が破産寸前で、政府の文化予算の大幅削減となった。採算と芸術との両立を目指して、「演出を簡素にする代わりに社会・政治批判を盛り込んで観客に訴える」⁴のが、特に欧州北部では主流になりつつある。演出家が制作意図を的確に観客に伝えられるかが大切であり、「観るオペラ」から「考えさせるオペラ」へと力点を置くようになった。このように、オペラは政治や経済と密接に関わっているのである。

「東京に立地し、我が国オペラ制作団体の双壁である二期会オペラ振興会と日本オペラ振興会は、最近ではチケットの売れ行きは比較的好調である。略。関西では、出演者へのチケット販売の依存度が依然として高い。また、公演には、芸術性の追求のみならず、娯楽性の必要性も指摘されている。東京、関西とも、若年層や初めての来場者の把握が今後の課題」⁵と、根木は結んでいる。学校への普及公演は課題克服の一つの試みである。

観客の好みを重視し興業としての利益を優先する。中高年女性が観客の中心では、数年後、劇場に鑑賞に行けなくなる可能性が高い。また、東京と地方都市との地域差も大きいため、都会の一部の人たちの娯楽というイメージが強い。オペラの普及のために鑑賞の方法が問われている。そこで、時と場所を選ばず個人で鑑賞できるオペラ鑑賞の方法を探る。

4. どこでも楽しめるオペラ鑑賞の方法

オペラには洋画と同様、字幕がつく。歌を中心としたオーケストラつきの音楽劇といえる。総合芸術

として文学（台本）、演劇（演出）、美術（舞台装置や衣装）、舞踊など、さまざまな要素をあわせもので、いろいろな角度から楽しむことができる。そのためには多少の予習が必要である。

かつては、進行に従い各幕ごとに内容や解説が書かれていた大田黒元雄の「歌劇大観（音楽之友社 1954）」と「歌劇大事典（音楽之友社）」を読んだ。また、全曲のヴォーカル・スコアである「世界歌劇全集（音楽之友社）」や「オペラ対訳シリーズ（音楽之友社）」を活用した。1978 年から有名アリアを中心とした抜粋本の「オペラ名曲全集（音楽之友社）」も発売され、有名なアリアだけでも楽しめるようになった。しかし、いづれにしても、原語の歌詞と音符の下に訳詞の書かれた本、すなわち、活字か音符しかなかったのである。聴覚で確かめられないので、楽譜がある程度よめる人、自分で演ずる人が主に活用していた。

1987 年になると、楽譜ではなく対訳と詳しい解説が書かれた「名作オペラボックス（音楽之友社）」が登場した。その後、2000 年になると、解説を省略した「オペラ対訳ライブラリー（音楽之友社）」が出版され、現在、シリーズで 21 冊にもなった。入門者でも言語と日本語が同時に目に入るので、オペラを聴きながら学ぶことができる。鑑賞者を意識し始めた作品であり、楽譜がよめなくとも、オペラのあらすじや進行を理解できるようになったのである。

そして、2006 年以降、DVD を観ながら、対訳をよんでいくことのできる「魅惑のオペラ（小学館）」が順次 24 冊発売された。全幕完全収録の DVD と対訳つき解説 BOOK との組み合わせで、1 冊ずつ購入でき、自宅で内容や進行を理解しながら、楽しめるわけである。

DVD など映像になったオペラには、オペラ映画とライブ映像とがある。オペラ映画は吹き替えを使ったり、大自然の中でロケを行ったりして、映像にこだわっている。1960 年前後のソビエト連邦では冷戦対策のために多くのオペラ映画の制作がなされた。少なくとも、シアターテレビジョンで 10 作品は放映された。制作当時の背景が描写され、歴史や世界地理の学習になる。映画なので、制作者の意図を一方

的に発信している。それに対し、ライブ映像は劇場で上演しているものを収録するのでたくさんある。歴史的名舞台も、外国の劇場公演も DVD になり鑑賞できる。映画館では勿論、自宅や学校や公共施設で、テレビなどのモニターさえあれば、手軽に活用できる。

3 回以上公演された来日劇場の人気演目の 14 作品は、すべて対訳本もオペラ映画も網羅されていた。勿論、同じ作品であっても、演出によって作品はかわる。たとえば、歌劇『アイダ』全曲 DVD を調べてみると、パヴァロッティが出演したミラノ・スカラ座（1985）で収録した作品、ドミンゴが出演したメトロポリタン歌劇場（1989.10）で収録した作品、「魅惑のオペラ」に入っているキアラ出演のヴェローナ野外劇場（1981）で収録した作品、「新 DVD オペラコレクション」に入っているヴェルディ劇場（2001.1）で収録した作品、ソフィア・ローレン出演のオペラ映画など、多数市販されていた。

表 4 は、来日劇場の演目で多くない 2 回の上演を、「ぶらあぼ」の 2003 年から 2008 年までを対象に調査し、作表したものである。ライブ映像はすべて市販されている。対訳とオペラ映画の存在するものには○をつけた。日本で人気のある『蝶々夫人』は、他の国ではそうでもないことがわかった。

表 4. 来日演目と対訳と映画（ぶらあぼより作表）

作曲者『曲名』	創作	対訳	映画
ベートーベン『フィデリオ』	1805	○	
ドニゼッティ『ランメルモールのルチア』	1835		
ワーグナー『タンホイザー』	1845	○	
ワーグナー『ニーベルングの指環』	1869-76	○	
ボロディン『イーゴリ公』	1890		○
ヴェルディ『フォルスタッフ』	1893		
プッチーニ『蝶々夫人』	1904	○	○
R シュトラウス『サロメ』	1905		
R シュトラウス『ばらの騎士』	1911	○	

DVD の開発によって、時と場所を選ばず、就学後でもオペラ作品の鑑賞を楽しめるようになった。文

科省は生涯にわたって音楽に親しむ礎にするために、中学校第2学年及び第3学年という若いころに鑑賞体験を行うことを想定した。「音楽活動の楽しさを体験することを通して、音や音楽への興味・関心を高め、音楽によって生活を明るく豊かなものとし、生涯にわたって音楽に親しんでいく態度を育てる」⁶と音楽科の目標に記載されているからである。

表2より、日本において、ジュゼッペ・ヴェルディ(1813-1901)のオペラが演目14曲中5曲もあり、よく演奏されることが証明された。「イタリア2009・秋」のオープニングの演目もヴェルディの『アイダ』と『ドン・カルロ』である。次にわが国での人気作曲家ヴェルディの生涯とその作品について考察してみる

5. ヴェルディの生きたころを考察

オペラはルネサンス後期の16世紀末、フィレンツェで古代ギリシャの演劇を復興しようとした。専用のオペラ劇場が新設され、オペラ・セリア(正歌劇)というギリシャ神話やローマ時代の実在人物を取り扱ったものが主流であり、王侯貴族や富裕市民の社交と娯楽の場として発展した。18世紀になると、世俗的なオペラ・ブッフア(喜歌劇)も確立された。しかし、この頃でも、イタリア音楽が最高という意識があり、各地でイタリア人の宮廷楽長が活躍し、オペラもイタリア語で書かれていた。

ナポレオン・ボナパルト(1769-1821)は、フランス革命(1789-1794)後のフランスをまとめ、帝政を敷き、ナポレオン戦争(1803-1815)により、ミラノを首都にイタリア王国(1805-1814)を建国し、イタリアを支配した。

ナポレオン没後、欧州の秩序再建と領土分割を目的とし、各国の利害が衝突したウィーン会議(1814)の下、イタリアは小国に分割された。オーストリア帝国の属国となったロンバルド＝ヴェネト王国(1814-1859)、教皇領(752-1870)、何とか独立を保つことのできたフィレンツェを中心としたトスカーナ大公国(1532-1860)、両シリチア王国(1816-1861)、トリノを中心としたサルデーニャ王国(1720-1861)

である。

スペイン革命(1820)、フランス7月革命(1830)はイタリア統一運動へと影響を及ぼした。ハブスブルク家によるオーストリア帝国(1804-1867)の宰相クレメンス・メッテルニヒ(1773-1859.在1821-1848)がウィーン体制(1815)後、しばらく、目を光らせ領国内をまとめていた。しかし、帝国領内の諸民族が民族自治権や憲法改正を求め始め、1848年革命がおこり、メッテルニヒが失脚すると、ヨーロッパ各地で革命がおきたのである。

サルデーニャ王国のカルロ・アルベルト国王(1798-1849)を中心に、第一次イタリア独立戦争(1848)は起こされた。しかし、ヨーゼフ・ラデツキー将軍(1766-1858)率いるオーストリア軍にノヴァーラの戦い(1849)で敗北してしまった。

その息子、サルデーニャ王ヴィットーリオ・エマヌエーレ2世(1820-1878)は、第二次イタリア戦争(1859)において、オーストリア軍を破り、ほぼイタリアを統一し、イタリア王国(1861-1946)を建国することができた。この時、「イタリア統一の三傑」が活躍した。ジュゼッペ・マッツィーニ(1805-1872)は祖国統一の思想を広め、カミッロ・カヴール(1810-1861)はナポレオン3世(1808-1873)との同盟に成功し、ジュゼッペ・ガリバルディ(1807-1882)は軍事力で手腕を発揮した。

第三次イタリア独立戦争(1866)は、普墺戦争と連動して行われた。イタリア自身の戦勝はほとんどない。しかし、同盟国プロイセン王国(1701-1918)の勝利の恩恵により、ヴェネツィアを獲得した。ドイツも統一をめざし、鉄血政策を推進したオットー・フォン・ビスマルク(1815-1898)は、プロイセン王ヴィルヘルム1世(1797-1888)をドイツ皇帝に戴冠(1871)させた。

オーストリア＝ハンガリー帝国(1867-1918)の首都ウィーンは、多民族共生・多文化共存の方針を打ち出さざるを得ず、皇帝の力は衰退していった。しかし、宮廷歌劇場とよばれた現在のウィーン国立歌劇場(1869)やウィーン・フィルハーモニー管弦楽団(1842)の活躍は、「音楽の都」にふさわしいものであった。フランスでは、ナポレオン3世の第二帝

政（1852-1870）を経て、対独ナショナリズムの高揚した第三共和政（1870-1940）となり、アジアやアフリカに植民地を形成させるとともに、ロシアへの投資を行った。日本が開国を迫られたのも歴史の流れから理解できる。

ヴェルディ（1813-1901）のオペラ制作は、1838年、楽譜出版社リコルディ社（1808-1994）の創業者ジョヴァンニ・リコルディ（1783-1853）に見いだされ、契約したことから始まる。ミラノに本拠をおくリコルディ社は、1814年からスカラ座と関係をもち、既存・新作全楽譜・台本の出版権を得ていたからである。ヴェルディの功績は90%を占める26作のオペラによるものである。そのオペラ作品を3つの時期に分けて考察してみる。

第1期は15曲、『オベルト（1839）』から『ステイプフェリオ（1850）』までである。リコルディ社とスカラ座の支配人の支援・依頼により、作曲家としての地位を築いていった。台本は史実にもとづいたものが多い。バビロンの捕囚（BC597）で有名なネブカドネザル2世を描いた『ナブッコ（1842）』、第一回十字軍遠征を描いた『ロンバルディア（1843）』、ロンバルディア同盟（1167）の勝利を描いた『レニャーノの戦い（1849）』など、愛国心に満ちた作品を多く書いた。『ナブッコ』の第3幕の合唱「行け、我が想いよ、黄金の翼に乗って」はオーストリアの支配下にあったミラノの人々を沸かせた。

第2期は成熟期であり、『リゴレット』から『イル・トロヴァトーレ』『椿姫』を経て、『運命の力（1869）』まで、感性豊かな大衆性と娯楽性を感じさせる8曲を創作した。フランソワ1世（在1515-1547）の享楽を描いた『リゴレット』、1282年、住民暴動と虐殺事件を扱った『シチリアの晩鐘（1855）』、シモン毒殺事件（1363）の『シモン・ボッカネグラ（1857）』、スウェーデン国王グズタフ3世（在1771-1792）の暗殺事件を描いた『仮面舞踏会（1859）』と各劇場からの依頼によって創作していった。

1861年に首都トリノに召集された国会の下院議員に選ばれた。「VERDI なるアルファベットは、Vittorio (V) Emanuele (E), Re (R) D'Italia (DI)、すなわち、イタリア国王ヴィットーリオ・エマヌエ

ーレの頭文字そのもの。年1作以上のペースで新作を書き続けていた働き盛りのオペラ作家への歓声は、小国に分裂し国民国家としての近代化に遅滞として進まない祖国への苛立ちであり、イタリア統一への雄叫び」⁷だったからである。オペラの作品の中では統一を扇動できた。しかし、実際の政治には失望し、議員を1期4年でやめている。

そして、「フランドル独立を巡る政治対立や、王と教会の権力争いなどがからみ、複雑な歴史ドラマが壮絶に展開する」⁸『ドン・カルロ（1867）』を創作した。この作品は歴史上実在したスペイン国王フェリペ2世（1527-1598）の息子ドン・カルロ（1545-1568）を中心に、友情と自己犠牲、親子の愛憎など心の内面の葛藤を描いている。グランド・オペラ形式で書かれ大がかりなので、祝祭的などに上演される。

第3期は完成期で3曲完成させた。カイロ劇場で初演したエジプトを舞台にした壮大なオペラ『アイーダ（1871）』である。エジプト総督イスマーイール・パシャ（1830-1895）の依頼により、スエズ運河開通（1869）後の近代化の国策として創作された。絢爛豪華な古代エジプトの宮殿と珠玉のアリアや「凱旋行進曲」、バレエシーンなど祝典的な雰囲気をもつ作品である。その後、16年もの長い間、沈黙を守り、悲劇の大傑作『オッテロ（1887）』を、80歳で、傑作喜歌劇『ファルスタッフ（1893）』を創作した。

19世紀中ごろのイタリアは、祖国のために統一を願った。実を結ぶのはイタリア王国の成立した1861年である。オペラ制作は、興業の成功を意識した劇場の支配人や出版社の依頼による場合が多い。ヴェルディも依頼者の要望を受け、愛国心に満ちた作品を創作した。オペラ制作は楽譜だけではなく、多くのスタッフや演技者を必要とするため、多額の費用がかかる。上演されるには、国王や貴族などの治世者の意向が入る場合が少なくない。

創作されたころ、アメリカでは南北戦争がはじまり、ロシア帝国では農奴解放が行われた。世界では支配する人とされる人（黒人奴隷や農奴など）のいる治世に疑問をもってきたころである。日本では、和宮が江戸城に入り（1861）、翌年、婚礼が行われた。

現代の上演するに際し、各国が後援し文化庁が支援している場合が多い。2009年の9月のスカラ座は、「イタリア2009・秋」の大型交流事業のプロジェクト中での来日公演であり、友好的でオープニングに相応しい作品が選ばれた。

また、日本を代表するオペラ団体の一つである二期会の7月公演は、『カルメン』を15日間という長い期間にわたり上演した。金土日祝に東京文化会館で4日間、木曜から日曜まで9日間を兵庫県立芸術文化センターで、土日に愛知県芸術劇場で2日間である。この公演はフランス大使館の後援で、文化庁が支援をしている「文化庁舞台芸術振興の先導モデル推進事業」であり、チケットは17,000円から5,000円であった。

作品のできた時代背景を学べば、オペラの内容はより鮮明になる。また、上演された作品から文化政策の一面を伺える。人間の生きかた、道徳の面からも参考になることが多い。

6. 映像になったオペラ作品の鑑賞の効果

オペラから影響をうけて生まれた娯楽に、オペレッタとミュージカルがある。両者とも、パリで演じられていたレチタティーヴォ（叙唱）ではなく台詞を用いるオペラ・コミックに原型をみる。

オペレッタは台詞と踊りのあるオーケストラつきの軽歌劇であり、クラシックの発声をするのでオペラ的一种として含む。ドイツ語圏でよく上演され、『こうもり』は代表作である。

ミュージカルはアメリカで作られた音楽、歌、台詞およびダンスを結合させた演劇である。クラシックの発声を用いないため、オペラとは異なる。また、舞台以外の映画やテレビなどのメディアで展開されることも大きな特徴である。

ミュージカル映画はDVDのみならず、よくテレビで放映される。たとえば、リチャード・ロジャーズ(1902-1979)の『サウンド・オブ・ミュージック(1965)』、チャールズ・ストラウスの『アニー』、リチャード・シャルマンの『メリーポピンズ』、フレデリック・ロウの『マイフェアレディ』は有名である。

「新編新しい音楽(東京書籍)」という教科用図書に載っており、小学生でも楽しめる。英語なので、観ながら英語の歌を口ずさみ、英語の学習になる。

在日イタリア大使館の後援で、2008年12月、「イタリアオペラ名作の森」を東京都写真美術館ホールで催していた。ヴェルディと生誕150年のプッチーニの5作品を取り上げていた。表5は、その演目をあげている。オペラ映画の上映会であるので、映像になったオペラがあるのは当然である。その他、対訳の有無を調べ、作表したものである。どれも日本人の好きな曲である。

表5. 「イタリアオペラ名作の森」より演目を作表

作曲者『曲名』	創作	対訳	映画
ヴェルディ『リゴレット』(1981)	1851	○	○
ヴェルディ『椿姫』(1982)	1853	○	○
ヴェルディ『オテロ』(1973)	1867	○	○
プッチーニ『ボエーム』(1865)	1896	○	○
プッチーニ『トスカ』(1976)	1900	○	○

METライブビューイングは、メトロポリタン・オペラ劇場にいかなくても、スクリーン上映で鑑賞できる。オペラ・シーズンは9月～6月の9か月であり、1年に10作品前後上演する。上演されてから3週間目以降、1作品3,500円で上映される。東京の東劇と大阪のなんばパークスシネマ以外はマチネである。東京2か所、埼玉、千葉、神奈川の東京大都市圏において5か所、札幌、愛知、京都、大阪、福岡と地方も5か所で上映される。

DVDと対訳で、登場人物の人間関係を理解し、作品の時代背景や作曲者の業績を知り、作品の内容、観どころ、聴きどころをチェックする。予習のみならず、自宅で何回も鑑賞できる。台本が史実をもとにした作品であれば、歴史もイメージできる。一流の歌劇場での収録は、生演奏でなくても劇場の雰囲気や予感させる。日時を選ばない。シネマに行くにもDVDを自宅で鑑賞するにも3,000円余りの費用で楽しめる。

オペラの物語は、ギリシャ神話や古代ローマ帝国

以降の实在人物を多く登場させる。映像になったオペラは西洋の歴史を教えるメディアとなる。現在を生きる人は皆無であるので、鑑賞者は日常の生活から脱却でき、人間関係の疲れを癒してくれる。悲劇のヒロインになりきり、感情移入をしてストレス解消にも役立つ場合もある。過去に自分をタイムスリップさせるので、時代背景をよく予習しておけば、その当時の風潮を感じとることができる。イタリア発祥なので、地図を見ながらオペラを鑑賞すれば、地中海沿岸のことが詳しくなり、世界地理を教えるメディアとなる。

作品自体にも国民性がある。『カルメン』の前奏曲ではスペインの雰囲気を感じる。ドイツ語圏の劇場ならば、オーケストラを聴かせ、哲学的な難しい内容、または、『魔笛』などのおとぎ話が多い。イタリアは『蝶々夫人』や『リゴレット』のように声楽中心、ロシアはバレエの見せ場を楽しむという傾向がある。さらに、フランスはおしゃれで進歩的という演出がなされやすい。登場人物にその国の特徴を描き、民族や国民性などを含む文化を感じさせるメディアとなる。

7. おわりに

東京において、オペラは19時ごろまでには終了する公演がふえてきている。劇場に足を運び鑑賞することを想定しているオペラは、中高年女性が観客の中心で、昼間の時間が自由になり、帰宅が遅くなるより、マチネの方が観劇しやすいという興業者の判断によると推測できる。

さらに、高額なチケットは高齢者には重荷となる。オペラは劇場鑑賞のみの現状の鑑賞方法では衰退する可能性を含んでいる。そのため、映像になったオペラのほか、オペラ『アイダ』の演出にみるように、時代と場所を変え、ミュージカルにも歌舞伎にも変身していく。

観客を増やすためには、若年層の発掘が不可欠である。兵庫県では中学1年生を対象に兵庫県立芸術文化センターにおいて、2006年度より「わくわくオーケストラ教室」を実施している。担当は県の義務教育課であり、「青少年芸術体験事業」と称す。この

事業では、一度は耳にしたことのあるクラシックの名曲を取り上げる。指揮者佐渡裕(1961-)と専属管弦楽団員から曲について映像などを活用した詳細な説明、楽曲の背景となる文化・歴史などや各楽器の音色や演奏方法の紹介を通してのオーケストラの基礎について学ぶのである。

はじめて生のオーケストラに触れる者も多数いるので、生徒たちの感動は大きい。演目は、ロシーニの歌劇『ウィリアムテル(1829)』の序曲「スイス独立軍の行進」を含めて4曲である。事前に、小冊子が各学校に配布され、予習してから鑑賞する。

DVDやビデオを活用すれば、時と場所を問わず、老若男女だれでも自分の好きなようにオペラを観ることができる。映像があるので、音楽の聴覚だけではなく、劇やバレエの視覚にも訴え、感情移入ができる。DVDの普及は、聴覚と視覚の両方で、劇場鑑賞の疑似体験を可能にした。しかし、本物にまさるものはない。DVD鑑賞では飽き足らなくなり、劇場での鑑賞者を増やす可能性を秘めている。オペラ映画やライブ映像は、オペラ鑑賞の普及のために重要なのである。

近頃では国際化、すなわち国際的視野をもち、その視点に立って行動することが望まれている。ヴェルディの生涯とオペラ作品から、史実をもとにした台本に、政治に絡む人からの依頼によって創作されることが多いことを調べた。そのため、政治的歴史的背景がオペラ制作に強く影響し、描かれた国の語学、歴史、世界地理、文化などを学べ、国際理解を高めることができることを証明した。さらに、題材は昔のことであっても、政府が関与することが多いため、最近の演出では政治や経済からのメッセージまで読み取れる作品が少なくない。それゆえ、楽しみながら国際理解を高める方法の一つとして、映像になったオペラ作品の鑑賞を提言するのである。

今後の課題としては、イタリア以外の国の状況、たとえば、ドイツ語圏において、オペラ鑑賞の方法や作品の分析を行い、映像になったオペラの最善の使い方を考察していきたい。

注)

- ¹ 「MET ライブビューイング」
<<http://www.shochiku.c.jp/met/>> (2009.6.4)。
- ² 「外務省：日伊首脳会談（概要）」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/italy/visit/0807sk.html>>(2009.7.29)
- ³ 根木昭「わが国におけるオペラ政策の現状と課題」『昭和音楽大学舞台芸術センター公開講座＝オペラ劇場運営の現在』（2003.3.9）、79 頁。
- ⁴ 『日本経済新聞』（2009.4.26）、12 版、第 30 面。
- ⁵ 「わが国におけるオペラ政策の現状と課題」同上、81 頁。
- ⁶ 『中学校学習指導要領』文部科学省、平成 20 年 3 月告知、75 頁。
- ⁷ 山田治生『一冊でわかるオペラガイド 126 選』成美堂出版、(2007.3.10)、32 頁。
- ⁸ 同上、27 頁。

参考文献など

- A（書物に関するもの）8 冊
- ・山田治生『一冊でわかるオペラガイド 126 選』成美堂出版、2007 年
 - ・大田黒元雄『歌劇大観』（第三刷）、音楽之友社、1970 年
 - ・畑中良輔『中学生の音楽 2・3 上』教育芸術社、平成 21 年
 - ・湯山昭『新編新しい音楽 3』東京書籍、平成 21 年
 - ・湯山昭『新編新しい音楽 4』東京書籍、平成 21 年
 - ・『中学校学習指導要領』文部科学省、平成 20 年 3 月告知
 - ・根木昭『わが国におけるオペラ政策の現状と課題』昭和音楽大学出版、2003 年
 - ・伊藤博人『月刊ぶらあぼ』東京 MDE、2002.1 から 2009.7 まで
- B（Web に関するもの）
- ・「DVD 魅惑のオペラ」
<<http://www.shogakukan.co.jp/operadvd/lineup1/Index.html>>(2009.4.22)。
 - ・「オペラ映画フェスティバル」
<<http://www.gakugakai.com/operafesta2008/framest.html>> (2009.5.4)。
 - ・「藤原歌劇団 V S 二期会」
<<http://te5810.fc2web.com/operat/hujiwaravsnikikai.htm>> (2009.5.7)
 - ・「MET ライブビューイング」
<<http://www.shochiku.c.jp/met/>> (2009.6.4)。
 - ・「外務省：日伊首脳会談（概要）」
<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/italy/visit/0807sk.html>>(2009.7.29)。
 - ・「わくわくオーケストラ教室の開催について」
<<http://www.hyogo-c.ed.jp/board-bo/kisya18.ttm>> (2009.7.31)。
 - ・「ミラノ・スカラ座 2009 年日本公演」
<<http://eplus.jp/sys/web/a/teatro alla scala/index.html>>(2009.7.31)。

インターネット上における名誉毀損

安保克也

大阪国際大学現代社会学部法律政策学科

Defamation on the Internet : Domestic Cases in Japan

Katsuya ANBO

Department of Law and Public Policy Faculty of Contemporary Social Studies, Osaka International University

In many cases, what a private person or persons, a group or groups, whether known or not, express on the computer network can be defamating others or regarded as defamation.

The Internet is a useful tool for expressing ourselves. However, the ability to express ideas anytime, anywhere on the Internet creates a risk of defamation by others, and such defamating and illegal acts could easily be expanded and reproduced by copying them. The resulting amount of damage caused can easily become much greater than before the use of the Internet was common in society.

By analyzing decisions of courts of justice on defamation on the computer network, this article examines the responsibility of those who express themselves on the Internet and of the Internet service providers respectively.

It also examines the significance of the Japanese Act on the Limitation of Liability for Damages of Specified Telecommunications Service Providers and the Right to Demand Disclosure of Identification Information of the Senders.

■ キーワード：名誉毀損、表現の自由、インターネット、プロバイダーの責任、表現者の責任、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法

1. はじめに

日本国憲法は、表現の自由（憲法 21 条 1 項）を保障する。我々は、言いたいことを問わず自由に表現する権利を持っているが、それは事実上、制約がある表現の自由であったと思われる。

なぜならば、情報流通における発言者としての役割のほとんどは、マス・メディアが担っていたからである。

我々に与えられた表現の自由は、せいぜい集会を行うことやデモを行う場合には、表現者になりうるが、個人レベルでは限界もあり、広範囲に情報を伝播される場合には、マス・メディアの介在があった。

このような状況は、インターネットが普及することで大きく変化したのであった。すなわち、表現の送り手と受け手の分離現象が克服され、我々が容易に表現を行うことができるインターネットというニュー・メディア媒体が⁽¹⁾、我々に表現者としての地

位を取戻させてくれたのである。

他方で、インターネット上の表現は、名誉毀損やプライバシー侵害など様々な問題点を我々に提示するが、このようなマイナス面があるにせよ、インターネットが表現の自由に対して与えた影響は計り知れないものがある。

本論稿では、インターネット上の言論に対する名誉棄損に関する問題を論じることとする。インターネット上の言論が、名誉棄損の問題となるケースは多々あるので、検討してみたい。

表現者にとっては、インターネットは新たな表現行為として有用であるため、表現の自由の拡大をもたらすが、同時に、インターネットは電子掲示板(BBS: Bulletin Board System)⁽²⁾などによる表現行為によって名誉棄損行為を拡大させる場合もある。

そこで、裁判例を分析し、さらに、プロバイダ責任制限法などについても触れてみることにする。

2. インターネット上における名誉毀損行為の特徴

名誉毀損とは、他人の社会的評価を下げるなど名誉を傷つけ、損害をあたえることをいい、民法と刑法で定められている。

民法上の名誉毀損とは、故意または過失によって人の名誉を違法に侵害することをいい、名誉毀損による損害の賠償および名誉の回復が定められている(民法709条・710条・723条)。

それに対して、刑法上の名誉毀損とは、公然と事実を摘示することにより、ある人の社会的評価を低下させた場合をいう(刑法230条・230条の2・231条・233条)。

以下、議論を簡略化するために、民法上の名誉毀損に絞ることにする。

2.1 インターネット上での情報の特質⁽³⁾

現代社会は、インターネットに代表される電子化された情報ネットワークが飛躍的に発達した社会である。そこで、インターネット上での情報には、次のような特徴が見られる。そのため、従来のメディ

ア(テレビ・新聞等)による名誉毀損とは違った困難さがある。

(1) 広範囲性

インターネットとは、世界規模のデジタル通信ネットワークである。日本でのインターネット利用者も、1997年では572万人であったが、2007年では8,227万人となり⁽⁴⁾、個人が全世界に存在するネットワークに接続されたコンピュータから多種多様な情報を迅速かつ容易に入手できるほか、個人の保有するパソコンから各種の情報を容易に発信することに特徴がある。

最近では、携帯電話以外でも、パソコンのモバイル化(小型化)が進んでいるため、ネットワークに繋がる環境さえあれば、いつでもどこでもインターネットというユビキタス社会の到来も、特徴だと思われる。

したがって、いったんインターネット上に他人の名誉を侵害するような情報が掲載されると、その情報は従来に比べて飛躍的な速さで拡大再生産され、情報が拡散するのである。

以下は、広範囲性に対する若干の疑問であり、別の機会に論じたい内容であるので、簡単に問題点を指摘するに留めたい。

本来、情報が誰かの目に触れるためには、情報を受信する者の能動的な行為が必要となる。そのように考えるならば、インターネットは高速かつ広範囲な情報伝達というのは、可能性の範囲にとどまり、もしかしたら、誰にも情報が伝わらないのかもしれない。

ただし、インターネット上では、伝統的な表現の自由が前提としてきた、情報は発信すればある程度、伝播されるという情報流通のあり方が、崩れてきているように思われる。

(2) 即時性・大量性・匿名性

① 即時性とは、インターネット上で発信された情報は、直ちに、全世界で受信可能になることである。インターネット上で伝達される情報はすべてデジタル化された電子情報である。デジタル情報の特徴は

コピーや転送が容易であり、情報を即時に拡大再送信ができる、ということである。

② 大量性とは、インターネット上では、情報量の大小に関わりなく、短時間に全く同一内容の大量複製が行われ、多量のデータが流通される、ということである。

③ 匿名性とは、電子掲示板への書き込みやホームページの開設は、匿名で行うことが容易に可能になる、ということである。このため、インターネット上のコミュニケーションでは、情報の発信者を基本的には特定することが困難であるため、被害者の救済を難しくさせている原因でもある。

(3) 双方向性

伝統的なメディア（新聞、放送など）は、情報の受け手と送り手が分離しており、今では我々は、あくまで情報の受け手という存在でしかなかった。

しかし、インターネットの場合は、BBS やホームページを覗くことで情報の受け手の立場に立つこともあれば、一方で、BBS に書き込みやホームページを開設することで、情報の送り手という立場に立つこともできる。

2.2 情報社会における名誉毀損行為の特質

インターネット上での情報の特質(2.1)を反映して、情報社会における名誉毀損行為の特質は、以下のようなものがある。

(1) 被害の甚大性

一旦、インターネット上に掲載された他人の名誉を侵害する情報は、一瞬のうちに第三者にコピーされ、大量かつ広範囲の人々に知りうる状態におかれてしまう危険性を有することになる。

即時性と大量性は、加害行為を容易にし、被害拡大の要因にもなり、名誉毀損的な情報の発信、反復にも繋がる恐れがある。

インターネットの匿名性は、情報発信者と被害者以外の第三者を紛争に誘発しかねない潜在的危険性を秘めている。

したがって、従来の名誉毀損行為に比べて、イン

ターネット上の名誉毀損行為は、短時間に、かつ、大規模な被害をもたらすのである。そのため、被害の回復も、より困難を極めるものになってしまう恐れが存在する。

(2) 紛争の増大⁽⁵⁾

平成 21 年（2009 年）2 月 26 日、警察庁はネット犯罪などに関する相談状況について発表をした。

警察庁によれば、「2008 年中に都道府県警察の相談窓口で受理したネット犯罪などに関する相談件数は 8 万 1,994 件で、前年比 12.0%増加。特に、初めて相談件数が 1 万件を超えた名誉毀損や誹謗中傷の問題が深刻化していることを示す結果となった⁽⁶⁾」というデータが発表された。

インターネット上での名誉毀損や誹謗中傷の問題には、警察も積極的に対応策を P R（Public Relations：広報活動）している。

例えば、大阪府警察では、「インターネット上にある掲示板サイトで誹謗中傷を受けている」という事例に対して以下のような対応策が、大阪府警察の H P⁽⁷⁾に掲載しているので、参考までに全文を掲載しておくことにする。

対応 1. 証拠を保全する

まず、証拠保全のため、次の事項を保存の上、印刷してください。

- ・対象となる掲示板サイトの名前、URL
- ・誹謗中傷されている掲示板の掲示板名や内容
- ・誹謗中傷されている掲示板の誹謗中傷に当たると考える書き込みの書き込み番号や URL 及び書き込みの内容

注意： 相談者から多くの相談を頂く例として、漠然と掲示板全体に対して誹謗中傷にあたるとして、申告をいただく場合がありますが、掲示板については、複数の投稿者がいることから、誹謗中傷に当たると考える掲示板の書き込みの個所をできるだけ特定するようにしてください。

- ・掲示板管理者との削除要請、情報開示要請に関する

るやり取り

- ・いきさつや、対応等を明らかにできる記録

2. 民事的な対応（書き込みの削除）

掲示板の書き込みを削除したいと考えているのであれば、掲示板管理者に対して、いわゆるプロバイダ責任法と呼ばれている「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」⁸

によって、違法情報削除の申出を行う方法があります。

掲示板管理者は、当該掲示板の書き込み内容が

- ・他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当な理由があったとき
- ・又は、権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し7日以内に反論がない場合

については、発信者に対する責任を負うことなく削除が可能です。

また、掲示板管理者に対し、申出を行ったにもかかわらず削除しなかった場合については、

- ・他人の権利が侵害されていることを知っていたとき
- ・又は、違法情報の存在を知っており、他人の権利が侵害されていることができたと認めるに足りる相当な理由があるとき

については、権利の侵害を受けたものに対する責任があるとされておりますので、以後、訴訟等を通じて、掲示板の書き込みを削除してもらう方法があります。

3. 民事的な対応（損害賠償の請求）

掲示板の書き込みをしたものを特定し、損害賠償請求を行いたいと考えているのであれば、掲示板管理者に対して、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」によって、開示の請求を行い、相手の個人情報を特定した上で、損害賠償請求の訴訟を行う方法があり

ます。

4. 警察署に相談する

あなたが、名誉毀損等で相手に対し刑事告訴等を検討中であれば、1で説明している資料を持参の上、平日（午前9時から午後5時45分）にあなたの住所地を管轄する警察署に事前に連絡の上相談に行かれてはいかがでしょうか。

3. 表現者本人の責任

3.1 表現者本人の責任についての原則

インターネットのホームページやBBS他人の名誉を侵害する情報を掲載した本人は、不法行為による損害賠償責任を負う（民法709条）。

名誉毀損は表現を通じて行われる違法行為であるが、その表現が、新聞・雑誌等の出版メディアによって行われたか、テレビ・ラジオ等の電波メディアによって行われたかを問わず、表現の内容が民法上の名誉毀損を構成するに足り、不法行為責任が成立する。このことは、メディアがインターネットという電気通信メディアになったからといって、何ら変わるところはないのである。

3.2 対抗言論の理論

表現行為を行うにあたり、インターネットというニュー・メディアと従前のメディアとの性格の違いがあるにせよ、従前のメディアを前提とした現状の法規制をそのまま適用してもよいのか、という新たな問題が提起されることになる。

インターネット上といえども、原則、従前のメディアを前提とした現状の法規制が妥当しないわけではないと解される。なぜならば、インターネット上において、加害者側からの発信だけではなく、被害者側からの情報発信も、従前のメディア以上に容易であるからである。

表現の自由における基本原理としては、表現行為において、送り手と受け手の間が対等であれば、言論による侵害に対しては、対抗言論で対応すべきである、と理解されてきた。

対抗言論の理論とは、「言論 (speech) の弊害に対してはさらなる言論 (more speech) で対抗するのが原則⁽⁹⁾」であり、名誉を毀損された者が対抗言論によって名誉の回復を図ることが可能な場合には、国家が救済のために介入すべきではなく、当事者間の自由な言論に委ねておく方がよい、とする名誉毀損による不法行為の成立範囲を限定する理論である。

3.3 学説の概要

(1) 積極説

インターネット上で、対抗言論の理論を適用するための条件としては、名誉を毀損された側と、毀損した側相互が、各々が保有するパソコンがネットワークに接続されているという環境が整っていることが必要である。このような環境が整ってはじめて、名誉を毀損された被害者側も対等な立場で、加害者側に対して情報発信ができるのである。

したがって、インターネット上では、従前のメディアの場合に比べても、法的な責任で対応するのではなく、表現の自由市場に委ねる場面が多くなり、名誉毀損による不法行為の成立は限定的にならざるを得ないのである。

高橋和之は、「対抗言論での対応が妥当とするには、それが不公正と言えない事情が必要である。まず第1に、被害者が自らの責任で名誉毀損的表現を誘発する立場に身をおいた場合に限定されるべきであろう。・・・第2に、再反論を続けても、執拗に同じ内容の人格攻撃を受けたような場合、いつまでもそれにつきあわなければならないとすれば、それも適切ではない。このような場合には、被害者に対し対抗言論の責務を解除すべきであろう⁽¹⁰⁾」と述べる。

(2) 消極説

今日におけるインターネットによる名誉毀損行為の危険性や被害の大きさに鑑みると、仮に名誉を毀損された側からの反論が可能であっても、「読者にはどちらが真実あるいは正しいのか、容易に判断がつかず、被害が回復できないことが多いことから、

従来のメディアの場合と同様に考えるべき⁽¹¹⁾」で、あえて従来型のメディアと区別する理由はないと考えるのである。

3.4 裁判例

(1) MILKCAFE 事件 (平成 16 年 5 月 18 日)

Y の管理・運営する電子掲示板 (MILKCAFE) に、大学受験予備校の名誉を毀損する発言が書き込まれたことにつき、①Y が掲示板を常時監視するなどし、名誉毀損発言を直ちに削除しなかったこと、②警察署から電子掲示板上で名誉毀損発言が行われているとの連絡を受けても発言の削除等を行わず、大学受験予備校らが発言を特定して削除を求めた後も、Y が一部の発言を存置し続けていること、③大学受験予備校らが Y に発言者の IP アドレスの開示を求めた際、Y が IP アドレスを保存していないとしてこれに応じなかったことなどが、Y の大学受験予備校らに対する不法行為であるとして損害賠償を求め、さらに、民法 723 条に基づき、存置されている発言の削除を求めた事件である。

判決では、「上記①については、プロバイダ責任制限法においては、電子掲示板の管理者には電子掲示板を常時監視する義務は課されていないとして、Y の責任を否定した。②については、掲示板の規模や書き込みの内容等から、Y が名誉毀損発言を自ら検索し、特定して削除を行うのは掲示板管理者にあまりにも加重な義務を課するものとして、・・・Y の損害賠償義務を否定した。③については、プロバイダ責任制限法が特定電気通信役務提供者に対して発信者情報の保存義務を課しているとは認められないとし、本件当時、Y は発言者の IP アドレスを保存していなかったため、開示ができなかったとして、Y の開示義務違反を否定した⁽¹²⁾」のであった。

インターネットの普及により、同種の訴えは今後も増加すると考えられるが、掲示板管理者の立場や対応等は事案によって様々であり、管理者がどのような場合に責任を負うかは今後の裁判例の蓄積を待つところであるが、書き込みが大学受験

予備校に対する批判や意見として相当な範囲を逸脱したとまでは認められない場合には、表現の自由の範囲内として許容すべきであるから、書き込みが直ちに違法な名誉毀損となる、とまでは言えないとしたのである。

また、大学受験予備校の知らぬ所で書き込まれたものであること、大学受験予備校は大企業や公的機関ではなく、一私企業に過ぎないことからすれば、対抗言論の法理は適用されなかった。

(2) 名誉毀損被告事件（平成 20 年 2 月 29 日）

インターネットにおける個人利用者の名誉毀損行為について、確実な資料、根拠に基づいて摘示事実を真実と誤信して発信したと認められなければ直ちに名誉毀損罪に問擬するとするのは相当ではなく、その事実が真実でないことを知りながら発信したか、あるいは、インターネットの個人利用者に対して要求される水準を満たす調査を行わず真実かどうか確かめないで発信したといえるときにはじめて同罪に問擬するのが相当であるとの判断が示された事件である。

裁判所は、「インターネット上での表現行為の被害者は、名誉毀損的表現行為を知り得る状況にあれば、インターネットを利用できる環境と能力がある限り、容易に加害者に対して反論することができる。インターネット上の名誉毀損的表現は、これまでの情報媒体による場合に比べ、その影響力が大きくなりがちであるが、インターネットを使ったその反論も同程度に影響力を行使できるのである。・・・加害者の表現に対する被害者による情報発信を期待してもおかしくないとかいうような特段の事情があるときには、被害者による反論を要求しても不当とはいえないと思われる。そして、このような特段の事情が認められるときには、被害者が実際に反論したかどうかは問わずに、そのような反論の可能性があることをもって加害者の名誉毀損罪の成立を妨げる前提状況とすることが許されるものと考えられる⁽¹³⁾」と判示し、名誉棄損の成立を認めなかった⁽¹⁴⁾。

インターネット上の名誉毀損的表現は、他の情

報媒体に比べて反論が可能であると判断し、対抗言論の法理を採用したのである。

3.5 私見

対抗言論の考え方は、平等な立場で論争を可能にする場を提供したいという意味では、インターネット上による表現行為に適用されることは当然あり得るが、その表現内容の質及び特徴という観点から見ると、対抗言論の理論がインターネット上の表現行為による名誉毀損に対する被害を、対抗言論のみで回復することは、非常に困難であると考ええる。

以下は、その理由である。

(1) インターネットは、個人から不特定多数に対する情報の発信を飛躍させたが、その表現行為に対する技術的容易性は、表現内容を吟味するプロセスを簡素化もしくは過程を喪失させてしまい、表現行為における公的・私的という境界を低くしてしまった。

その結果、表現行為が容易になればなるほど、人々は頭の中で考えたこと思いついたことを、慎重に熟考することなく、そのまま情報として発信してしまうからである。

(2) インターネットによる表現は、表現に接した受け手側の反応が発言者側の五感に伝わらないから、表現における緊張感を欠き、表現内容の自己規制への動機も希薄とならざるを得ない。

(3) 従来、表現行為を新聞社、出版社などのマス・メディアが事実上独占していたが、そのようなマス・メディアであれば、校正者や編集者などによる第三者による表現行為に対するチェック機能が存在していたが、インターネットによる表現行為の場合にはそのような機能が存在しないのである。

そのため、インターネットによる表現行為は、マス・メディアによる表現行為より、必然的に表現内容が、他人の名誉を毀損する可能性を多く含むのである。

(4) また、当事者間の論争によって、どちらの言い分が正しいかを読者・聴衆が正しく判断するためには、その論争が正確な事実認識に基づいてなされ、かつ冷静な議論がなされる必要がある。

しかし、インターネットにおける表現内容は、マ

ス・メディアが発信する個々の表現内容における正確性と比較するならば、不正確な認識の下での表現内容になる可能性が高く、さらに、表現内容が感情的内容に流されやすいため、読者が議論の可否を正しく判断することが困難な場合も多い、ように見受けられる。

(5) 仮に、名誉を毀損された側から反論がなされても、加害者がインターネット上に載せた情報は、加害者が自主的に削除しない限り、ネット上にキャッシュなどが残るのである。

表現の自由が想定していたマス・メディアであれば、競争に敗れた劣悪な情報は思想・表現の自由市場から淘汰されて必然的に消えていくと思われていた。

それに対して、インターネットの場合は、発信者自身かプロバイダだけが削除ができるので、これらの者が削除をしない限りは、ネットから上から淘汰されることはない。そのため、いったんネット上に掲載された情報は、第三者によってコピーされ、Webが接続されている世界中の空間に伝播される可能性を持つのである。

以上を踏まえて、プロバイダが、自ら情報発信しているコンテンツで名誉毀損を行った場合には、そのプロバイダ自身が責任を負うべきであるし、ホームページの開設者が自身のホームページに名誉毀損的な文章を掲載した場合には、その開設者が責任を負うべきであると解する。

したがって、他人が開設している掲示板に名誉毀損的な書き込みをした場合には、その書き込みをした者に責任を負わすべきである。

書き込みをした者が匿名である場合に、追求の困難性を克服するために、プロバイダ責任制限法が制定されたのであるから、発信者情報などの開示請求権などを積極的に活用することが必要であろう。

4. プロバイダの責任

4.1 プロバイダの責任について

インターネットを利用する場合には、ISP(Internet Services Provider: インターネット

接続業者。以下、「プロバイダ」という)を通すが、プロバイダから提供される付加機能は、サービスメニューによっても異なるが、電子メール送受信、BBSなどがある。

プロバイダと契約した利用者が、利用するメールの送受信を行ったり、BBSを開設したりする場合、コンテンツの送信や掲載手段を利用者に提供しているに過ぎない。しかし、利用者によって、インターネット上に違法な掲載された場合であっても、プロバイダが責任を問われる場合がある。

プロバイダは、インターネット上を流通する情報を常に監視することは無理があり、かかる義務はないと考えられるが、違法・有害なコンテンツが掲載されているのを知りながら放置すると、被害者に対する損害賠償責任を負わされる場合がある。

そこで、プロバイダの責任を考察するにあたり、簡単ではあるが、米国での代表的な事件について触れておくことにする。

米国では、名誉毀損的な表現は、判例法上の不法行為(tort)の問題として扱われ、

- ① 直接の表現者である author (著者)
- ② 出版社のように編集的コントロールを行いうる publisher (公表者、出版者)
- ③ 書店など編集的コントロールを行ない得ない distributor (配布者、流通業者)

という3分類に従って、責任内容を類型化してきた。

コンピューサーブ(Cubby v CompuServe)事件⁽¹⁵⁾では、ウェブサイト運営者は、第三者がそのウェブサイトを通じて通信した名誉棄損的な表現について、特に、その表現内容や名誉棄損的な性格について知らなかった場合には、責任を負わない場合があることを示している。

すなわち、コンピューサーブは distributor にすぎないとし、名誉棄損の表現について知らなかったか、または知っていたとする合理的な理由を有していた場合に限り、業者または流通者は責任を負うという例外が存在することを認めた。

また、ゼラン対アメリカ・オンライン(Zeran v AOL [America Online])事件⁽¹⁶⁾、インターネット

へのアクセスを提供する独立したシステム・プロバイダーが連邦通信品位法（Communications Decency Act : CDA）⁽¹⁷⁾に基づき、第三者が出版した名誉棄損となる情報に関する責任から保護されることを判示した。

すなわち、プロバイダは、プロバイダに会員のコンテンツ（中身、内容：content）に対する不法行為責任を課すことは、表現の自由に対する萎縮効果（chilling effect）を生ぜしめることにつながるもので、CDA 第 230 条(c)を根拠に、publisher としての責任も distributor としての責任もないとした。

また、ウェブサイトの運営者は第三者が出版した情報から発生した名誉棄損の申し立てについても同様の保護を受けられる可能性を示唆している。

4.2 学説の概要

プロバイダの法的責任論に関する代表的な学説として、「通信役務説」と「付随役務説」とがある。

(1) 通信役務説⁽¹⁸⁾

プロバイダは電気通信事業法の適用を受ける「電気通信事業者」とされる。プロバイダの行う事業内容を電気通信事業者の行う通信役務としてとらえたうえで、電気通信事業者の通信役務に対する検閲の禁止（電気通信事業法 3 条）、通信の秘密（同法 4 条）を前提に、事業者は通路の提供を行うのである。そのため、プロバイダがホームページ等の内容などについてチェックを行うことや、不適切な表現行為などが削除できないのである。

したがって、プロバイダの法的責任論として、ホームページ等からの情報提供に対しては不適切な表現が記載されていても、プロバイダの責任を問うことはできない、という立場である。

(2) 付随役務説⁽¹⁹⁾

通信役務を限定的にとらえ、プロバイダとして最低限必要とされている、コモンキャリア（common carrier：一般公衆を対象として合理的な料金でサービスを提供する一般通信・運輸業者）的な業務にのみ適用があり、その範囲では通信役務説と同様な考

えをとるが、ホームページ的な業務には適用がないとする立場である。なぜならば、プロバイダには、自己の管理下にあるサーバ内のホームページに対しては編集権がある、と解するからである。

したがって、プロバイダの法的責任論として、編集権を行使すべき作為義務に反した場合には、プロバイダの責任を問う、という立場である。

両説とも法的な責任論を前提しつつも、解釈上、最も大きな違いを示すのが、会員が第三者の権利侵害をしている場合である。

通信役務説からは、プロバイダに共同不法行為責任が問えないが、付随役務説からは、当該不法行為者とともにプロバイダにも共同不法行為責任を問える、という相違点がある。

4.3 裁判例

(1) 都立大学事件判決（東京地裁平成 11 年 9 月 24 日判決）

原告らが、被告東京都の設置する東京都立大学の学生である被告 D が同大学の管理下にあるコンピューターシステム内に開設したホームページに掲載した文書が原告らの名誉を毀損すると主張して、被告らに損害賠償ないし名誉回復措置を求めた事件では、「名誉毀損行為は、犯罪行為であり、私法上も違法な行為ではあるが基本的には被害者と加害者の両名のみが利害関係を有する当事者であり、当者以外の一般人の利益を侵害するおそれも少なく、管理者においては当該文書が名誉毀損に当たるかどうかの判断も困難なことが多いものである。このような点を考慮すると加害者でも被害者でもないネットワーク管理者に対して名誉毀損行為の被害者に被害が発生することを防止すべき私法上の義務を負わせることは、原則として適当ではないものというべきである。管理者においては、品位のない名誉毀損文書が発信されることによるネットワーク全体の信用の低下を防止すべき義務をネットワーク内部の構成員に負うことはあっても、被害者を保護すべき、私法秩序上の職責までは有しないとみるのが社会通念上相当である・・・。そうであるとすれば、ネットワークの

管理者が名誉毀損文書が発信されていることを現実に発生した事実であると認識した場合においても、発信を妨げるべき義務を被害者に対する関係においても負うのは、名誉毀損文書に該当すること、加害行為の態様が甚だしく悪質であること及び被害の程度も甚大であることなどが一見して明白であるような極めて例外的な場合に限られるものというべきである⁽²⁰⁾」と判示した。

(2) 動物病院対2ちゃんねる事件(東京地裁平成14年6月26日判決)

インターネット上、日本最大級のBBS「2ちゃんねる」に、動物病院についての誹謗中傷が書かれ始めた。ネット管理者がそれらの発言を削除するなどの義務を怠ったとして、「2ちゃんねる」のネット管理者に対して、誹謗中傷文言の削除などを求めた事件では、「遅くとも本件掲示板において他人の名誉を毀損する発言がなされたことを知り、又は、知り得た場合には、直ちに削除するなどの措置を講ずべき条理上の義務を負っている⁽²¹⁾」と判示した。

4.4 私見

「動物病院対2ちゃんねる事件」では、名誉毀損の書き込みの認識可能性のみをもって削除義務としている。

「都立大学事件判決」では、名誉毀損が「一見して明白」である場合に限定していることに比較すると、プロバイダ側に削除義務の発生する場合を広く認めている。

何故、「都立大学事件判決」で、名誉毀損が「一見して明白」である場合に限定していたものを、「動物病院対2ちゃんねる事件」では、名誉毀損の書き込みの認識可能性のみをもって削除義務としたのであろうか。

思うに、「動物病院対2ちゃんねる事件」は、平成14年5月27日から施行されるプロバイダ責任制限法の直前であったため、同法の適用を直接受けるものではないが、同法3条1項の趣旨を反映させた結果ではないかと推測している。

また、本件当時、「2ちゃんねる」は書き込みを

した者のIPアドレス(インターネット上の住所)等の接続情報を原則、保持していなかったため、匿名のBBSとされていた。その後、「2ちゃんねる」を巡る名誉毀損裁判などを抱えるようになったため、現在では、全てのIPアドレス等を保存している旨が明言されている。

本件当時の「2ちゃんねる」のように、書き込んだ者が誰であるのかを調べるために、途方もない労力を割かなければならないBBSは、危険なものであるため、名誉権保護のためから厳しい法解釈が適用されたのかもしれない。プロバイダ責任制限法は誹謗中傷された被害者を救済する必要がある、という流れの中で成立した。

しかし、BBSなどに自殺や殺人の予告に関する書き込みなどには、対応が追いついていないのである。なぜならば、警察はプロバイダに対し、自殺や犯罪予告のコメントを書き込んだ情報発信者の個人情報の開示を求める場合には、原則として裁判所の捜査令状が必要になるからである。

犯罪が行われてない段階の自殺予告の場合などでは、捜査令状が出ないためプロバイダ側からの任意による情報開示となるため、対応が遅くならざるを得ないのである。

現在のプロバイダ責任制限法では、事件後の被害者救済はできても、事件を未然に防ぐことはできないのが欠点であろう。すなわち、クライシスマネジメント(Crisis Management:被害を最小限に食い止めるよう対処するための諸政策)にはなっても、リスクマネジメント(Risk Management:危険を食い止める)という視点からは問題がある、と思われる。

5. プロバイダ責任制限法について

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法(以下、プロバイダ責任制限法と呼ぶ)は、個人の権利が侵害された場合、プロバイダ等の損害賠償責任を負わなくてよい場合(同法3条1項)を定めている。

また、ネット上の掲示板などで誹謗中傷発言など

問題となっている情報を削除した場合であっても、その情報の発言者に対して損害賠償責任を負わなくてよい場合（同法3条2項）について定めている。

さらに、権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定している（同法4条1項）⁽²²⁾。

現在、社団法人テレコムサービス協会プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会⁽²³⁾が、「ガイドライン」を発表しているが、施行後の運用実態を見ると、やや問題があるような気がしている。その理由は、プロバイダ責任制限法による侵害行為を、本来は、「著作権侵害」に関する部分と「名誉毀損」などに関する部分を分けるべきなのに、分けていなかったため、運用に偏りがあるように感じられるからである。

林紘一郎によれば、「第3条のうち著作権侵害については、多くの申告がJASRAC等からあり、プロバイダはこれに応じて多数の削除をしていると言われる。一方名誉毀損等に関する削除の申告は、ごく限られているようである⁽²⁴⁾」と指摘する。

この論点についても、改めて別の機会に論じたいので、このような問題点があるということだけを指摘しておくことにする。

6. おわりに

インターネット上における名誉毀損の問題は、拙稿による「ニュー・メディア社会における表現の自由⁽²⁵⁾」で概要を提起した論点の考察を試みたものである。

今日の情報化社会は、国境を越えて情報が飛び交う以上、今後、益々、表現の自由は尊重されなければならないが、表現の自由の影（マイナス）として、名誉毀損の問題も今まで以上に大きな問題となる。

今回は、“表現者自身の責任”と“プロバイダ、管理者の責任”という視点で考察を試みたため、米国の連邦通信品位法には簡単ではあるが触れたが、ドイツのマルチメディア法⁽²⁶⁾には触れるだけの余裕がなかったので、今後の課題とさせて戴きたい。

また、「インターネット上では、伝統的な表現の自由が前提としてきた、情報は発信すればある程度、

伝播されるという情報流通のあり方が、崩れてきているのではないだろうか」という点と、「プロバイダ責任制限法が実施されてからの運用状況と問題点」という2つの派生的な論点の存在にも気づいた。これらも、次回の論稿への課題とさせて戴きたいと考えている。

注

(1) ニュー・メディアについては、安保克也「ニュー・メディア社会における表現の自由」『国際情報研究（第5号）』（日本国際情報学会、平成20年）12-13頁を参照。

(2) やや古くなったかもしれないが、BBSは掲示板開設者の責任に関する重要な名誉毀損の論点である。東京弁護士会インターネット法律研究部編『Q&A インターネットの法的論点と実務対応』（ぎょうせい、平成17年）132-133頁を参照。

(3) 潮見直之「情報社会と名誉毀損」竹田稔、堀部政男編『新・裁判実務体系（第9巻 名誉・プライバシー保護関係訴訟法）』（2001年、青林書院）58-61頁を参照。

(4) 柴谷大輔「実態調査でみる個人のインターネット利用動向」監修財団法人インターネット協会『インターネット白書2008年』（インプレスR&D、2009年）158頁。

(5) インターネットホットライン連絡協議会「キーワード別トラブル対策[名誉毀損/誹謗中傷]」には、インターネット上における名誉毀損に関する多くの事例があるので参照。

<http://www.iajapan.org/hotline/consult/board/board.html>。平成21年7月20日アクセス。

(6) 「ネットのトラブル相談[名誉毀損・誹謗中傷]」が初めて1万件突破 - 警察庁『マイコミジャーナル』から引用。

<http://journal.mycom.co.jp/news/2009/02/26/049/>。平成21年7月20日アクセス。

(7) 大阪府警察のHPには、他にも事例が掲載されているので参照。

http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/high_

tech/taisho/01_3_1.html。平成 21 年 7 月 30 日アクセス。

(8) プロバイダ責任制限法に関するポイントが掲載されている。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/denki_h.html。平成 21 年 7 月 10 日アクセス。

(9) 高橋和之「インターネット上の名誉毀損と表現の自由」高橋和之＝松井茂記編『インターネットと法（第 3 版）』（有斐閣、2004 年）59 頁。

(10) 同上、63-64 頁。

(11) 静岡県弁護士会編『情報化時代の名誉毀損・プライバシー侵害をめぐる法律と実務』（ぎょうせい、平成 12 年）179 頁。本書は、静岡県弁護士会関東十県会夏期研修会準備委員・研究員の総計 45 人による共著である。引用頁は、浜松支部委員が担当された旨の記載が「はじめに」にある。

(12) 『判例タイムズ（1160 号）』（判例タイムズ社、2004 年）147 頁。

(13) 『判例タイムズ（1277 号）』（判例タイムズ社、2008 年）46 頁。『判例時報（2009 号）』（判例時報社、2008 年）151 頁。

(14) 判例批評としては、園田寿『法学セミナー（53 巻 12 号）』（日本評論社、2008 年）38～41 ページが有用である。

(15) Cubby, Inc., v. CompuServe Inc., 776 F. Supp. 135 (S. D. N. Y. 1991)

(16) Zeran v. America Online, Inc., 985 F. Supp. 1124 (E. D. Va. 1997)

(17) CDA の条文などはコーネル大学ロースクールの HP を参照。

<http://www4.law.cornell.edu/uscode/47/230.html>。平成 21 年 7 月 10 日アクセス。

(18) 速水幹由「インターネットプロバイダの法的責任論〈通信役務説の立場から〉」インターネット弁護士協議会編著『インターネット法学案内』（日本評論社、2000 年）189 頁。

(19) 牧野二郎「インターネットプロバイダの法的責任論〈付随役務説の観点から〉」インターネット弁護士協議会編著『インターネット法学案内』（日本評論社、2000 年）200 頁。同様の学説をとると思

われる、山口厚「プロバイダーの刑事責任（52 巻 4 号）」『法曹時報』（法曹会、2000 年）8 頁を参照。

(20) 『判例タイムズ（1054 号）』（判例タイムズ社、1999 年）228 頁。『判例時報（1707 号）』（判例時報社、1999 年）139 頁。

(21) 『判例タイムズ（1110 号）』（判例タイムズ社、2002 年）92 頁。『判例時報（1810 号）』（判例時報社、2002 年）78 頁。

(22) 社団法人テレコムサービス協会における「発信者情報開示手続の対応手順について」は、<http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/index.html> を参照。平成 21 年 7 月 1 日アクセス。

(23) 名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインについては、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会を参照。

http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/pdf/provider_041006_2.pdf。平成 21 年 7 月 20 日アクセス。

(24) 林紘一郎『情報メディア法』（東京大学出版会、2005 年）166 頁。

(25) 前掲(1)、20-21 頁を参照のこと。

(26) マルチメディア法（情報通信サービスの枠組みとなる諸条件の規律に関する法律）は、略称、情報・通信サービス法と呼ばれる。

http://www.presserecht.de/index.php?option=com_content&task=view&id=479&Itemid=29。平成 21 年 7 月 20 日アクセス。

なお、ドイツのインターネットとメディア法については、石村善治、堀部政男編『情報法入門』244 頁以下（法律文化社、1997）。鈴木秀美「インターネットと表現の自由ードイツ・マルチメディア法制の現状と課題」『ジュリスト（1153 号）』（有斐閣、1999 年）91 頁を参照。

参考文献

・のぞみ総合法律事務所編『新・名誉毀損』（商事法務、2006 年）

・情報ネットワーク法学会編『インターネット上の誹謗中傷と責任』（商事法務、2005 年）

- ・ 佃克彦『名誉毀損の法律実務』（弘文堂、平成 17 年）
- ・ 総務省電気通信利用環境整備室著、テレコムサービス協会編著『プロバイダ責任制限法--逐条解説とガイドライン』（第一法規、2002 年）
- ・ 飯田耕一郎『プロバイダ責任制限法解説』（三省堂、2002 年）
- ・ 大村真一「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の概要」『NBL（730 号）』（商事法務、2002 年）
- ・ 松本恒雄「ネット上の権利侵害とプロバイダー責任制限法」『自由と正義（53 巻 6 号）』（日本弁護士連合会、2002 年）
- ・ 松本恒雄「違法情報についてのプロバイダーの民事責任」『ジュリスト（1215 号）』（有斐閣、2000 年）
- ・ 田村善之「インターネット上の著作権侵害とプロバイダーの責任」『ジュリスト（1171 号）』（有斐閣、2000 年）
- ・ 田村善之「インターネット上の著作権侵害行為の成否と責任主体」同編『情報・秩序・ネットワーク』（北海道大学出版会、1999 年）
- ・ 高橋和之「インターネット法制」『ジュリスト（1150 号）』（有斐閣、1999 年）
- ・ 松井茂記「名誉毀損と表現の自由」藤岡康宏編集『新・現代損害賠償講座 2』（日本評論社、1998 年）
- ・ 福島力洋「インターネットと表現の自由」『阪大法学（48 巻 4 号）』（阪大法学部、1998 年）
- ・ 小向太郎「インターネット・プロバイダーの責任」『ジュリスト（1117 号）』（有斐閣、1997 年）
- ・ 大沢秀介「インターネットと表現の自由」『法学教室（194 号）』（有斐閣、1996 年）

研究ノート

日本大学大学院総合社会情報研究科
人間科学修士生 柏田三千代

三木清の『人生論ノート』における死の立場

I. はじめに

人間は必ず死を迎える。それは老若男女を問わず、ある日突然に、あるいはじわじわと死を身近に感じながら、死に向かって歩いていく。しかし、私たちは、あまりにも死を身近に感じることはない。まるで、他人事のようなものである。私たちが死を感じることもあるとすれば、他人の死や事故への遭遇、病魔に侵された時である。

本研究では、身近に感じるできない死、だが絶対的な死について三木清の『人生論ノート』から考察する。

II. 「死について」

三木清（1897-1945）は『人生論ノート』の冒頭に、まず「死について」を論じている。三木清が何故『人生論ノート』の冒頭、つまり人生の冒頭に死を述べるのかというところに、三木清の人生の死に対する位置づけが強く感じ取れる。三木清は自身の死について次のように述べている。

私にとって死の恐怖は如何にして薄らいでいったか。自分の親しかった者との死別することが次第に多くなったためである。¹⁾

人が親しかった者との死別を経験することは、計り知れない喪失感に襲われるものである。三木清も同じく愛すべき他人の死を経験し、喪失感を味わいながら死を身近なものとして捉えたのではないだろうか。また、老いや生への欲を失いつつあったがために死に近づいた、すなわち、その心情が『人生論ノート』の冒頭に、まず「死について」を論じさせたのであろうか。

III. 死の準備教育

三木清は『人生論ノート』において「死は観念である。」²⁾と述べるのであるが、観念とは物事をどのように捉えるかということであり、すなわち死をどのように捉えるかということになる。

観念らしい観念は死の立場から生まれる、現実或いは生に対立して思想といわれるような思想はその立場から出てくるのである。³⁾

三木清の『人生論ノート』は冒頭に「死について」、次に「幸福について」「懷疑について」「習慣について」「虚栄について」「名誉心について」「怒について」

「人間の条件について」「孤独について」「嫉妬について」「成功について」「瞑想について」「嘘について」「利己主義について」「健康について」「秩序について」「感傷について」「仮説について」「偽善について」「娯楽について」「希望について」「旅について」「個性について」と続くのである。したがって、三木清の思想、すなわち観念らしい観念は死の立場から生まれるという『人生論ノート』は、死の立場から述べられたことになる。

死生観を養うことは大切である。それゆえ現在、「死生学」や「死の準備教育 (death education)」が盛んに取り組まれている。「死の準備教育」というのは、死を知り、また死から生を考えるとということである。したがって、死は終焉ではなく、始まりなのである。日本において上智大学名誉教授アルフォンス・デーケン (1932-) は、1982 年頃から「死の準備教育」を提唱している。しかし、三木清の『人生論ノート』が死の立場から論じられているのであれば、三木清の『人生論ノート』は日本における「死の準備教育」の先駆けとなるのではないだろうか。

引用文献

- 1) 三木清：人生論ノート，新潮文庫，p 10，1954
- 2) 三木清：人生論ノート，新潮文庫，p 9，1954
- 3) 三木清：人生論ノート，新潮文庫，p 9，1954

発達障害の子どもたちへ教育的支援の考え方

日本大学大学院総合社会情報研究科
人間科学修士 児玉 善子

I. 発達障害とは

平成 17 年、発達障害者支援法（以下、支援法）が施行されたことをきっかけに「発達障害」の知名度はあがりつつある。医療や福祉、教育の現場で発達障害という用語を使う場合、支援法に明記された定義をもって、発達障害の範囲としておくことが妥当である。支援法第 2 条において「この法律において『発達障害』とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」としている。

これらの 3 つの発達障害について定義を簡潔に述べておく。

■ 広汎性発達障害（Pervasive Developmental Disorder：以下 PDD）

PDD は、支援法のサポート対象の中核をなす障害群である。自閉性障害を中心に、アスペルガー障害のような高機能軽症型と、レット障害や小児崩壊性障害など重度の PDD を含む広い領域である。

PDD は、以下の 3 つの特徴を持っている。

- ① 社会性・対人的関係を結ぶ能力の障害
- ② コミュニケーションの能力の障害
- ③ 思考柔軟性の障害

またその他、感覚の異常、PDD にみられる多動と不注意、気分や感情のコントロールが困難などもある。

■ 学習障害（Learning Disability：以下 LD）など

LD は、全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力の習得と使用に著しい困難を示すものと定義される。また、発達性協調運動障害（Developmental Coordination Disorder：以下 DCD）は手足の麻痺はないが、動きの協調が必要な動作に障害があり不器用やバランスの悪さなどで明らかになる。

■ 注意欠陥多動性障害（Attention Deficit/Hyperactivity Disorder：以下 ADHD）

ADHD は、極端な多動、衝動性、不注意の主症状によって定義される。

II. 発達障害の早期発見・早期介入

近年、発達障害者の早期発見が重要視される背景として、発達障害はその中核症状（上記参照）だけで成立するものではなく、重複して別の身体・精神症状や社会的な問題を含んで現れることがあるからである。たとえば、PDD の子どもが、普通のクラスで授業を受けたとき、1 時間ごとに代わる時間割についていけなかったり、みんなが笑っているところについていけなかったり、場にふさわしい行動が取れなかったりということが起こる。その結果、孤立したり、乱暴な表現でまわりと衝突したりという対処行動をとってしまう。

その対処行動によって、叱責、無視、いじめのような周囲の否定的対応を招き、当人は自尊心が低下し、無力感、空虚感が募る。その状態が持続すると、強い不安、過剰な引っ込み思案、抑うつ気分やそれに伴う身体症状、あるいは、反社会的な行動、衝動的な行動など極めて多彩な症状や問題点として現れてくる。これらの多くは、発達障害をもつ人が、乳幼児期からたどってきた生活環境、療育環境、ライフイベントを通して起こりえた二次障害であるといつてよい。以上のことを踏まえ、発達障害そのものの早期発見と早期介入は、二次障害を予防するという意味においても重要であることとして周知されるようになったのである。

Ⅲ. 発達障害者の二次障害をどう考えるか

冒頭にも述べた支援法の定義を用いると、発達障害は脳機能の障害であり、生来的な障害である。また、障害者基本法第2条では、「障害者」とは、身体障害、知的障害または精神障害があるために、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者であるとされている。つまり、生きていくうえで困難（生きにくさ）を抱えた人々といえる。

したがって、発達障害者の二次障害とは、この生来的障害の特徴と時間的な生育環境との相互的作用によって発現されたものである。なぜ相互関係かという点、発達障害をもつ子どもは、乳幼児期の愛着行動の乏しさが親の保育行動を抑制したり、幼児期の衝動性や多動性が親の叱責を誘導したりする。さらに、就学後も同様な理由で、教師の叱責やクラスメイトからのいじめ、からかいなどの反応を刺激することになる。このような例からも、二次障害を生み出す環境と発達障害者とは、相互的な関係が成り立つのである。

では、発達障害者にとっての二次障害は、「あってはならないもの」であって、早期発見・早期介入を効果的にできなかったための「負」の現象なのだろうか。筆者は、発達障害者にとって二次障害が「負」の現象と捉える考え方をナイティンゲールの理論をもちいて否定したいと考える。

そもそもナイティンゲールは「病気」について、「すべての病気は、その経過のどの時期をとっても、程度の差こそあれ、その性質は回復過程であり、外因によって侵されたり内因によって衰えたりする過程を癒そうとする自然のはたらきである」と述べている。つまり、われわれが病気とよんでいるものは、自然がつくり出した回復過程であるという。

このナイティンゲールの病気のとらえ方は、発達障害者の二次障害の発現のあり方を根本的に言い表してくれていると考える。発達障害者にとっての二次障害は、「あってはならないもの」ではなく、その経過のどの時期をとっても程度の差こそあれ、「必然性をもってあるもの」である。二次障害という発現は、その人の今までの生活歴や生育環境を振り返り、またその人の元来持っている中核的な特性を支援者が理解するために与えられた契機であり、回復の過程である。したがって、二次障害をもつ人に対しては、回復の過程を促進できるよう生活環境や療育環境を整えていくことが最も重要な考え方といえる。

Ⅳ. 発達障害の子どもたちへの教育的支援

近年、効果を挙げている発達障害の援助方法の基本は、想像力やコミュニケーションの

障害を理解し補うことで発達障害者が生活しやすくなるよう配慮するというものである。たとえば、以下の会話は、ある精神科外来の風景である。

主治医「それでは今日はこれで終わります」。開いていたカルテを閉じる。

患者（うなずいて、沈黙）

看護師「次回は、来週、火曜日の午前におこしく下さいね。」

患者（うなずいて、沈黙）

一同（・・・）

主治医「一旦待合室に出て、お会計をお待ちください。」

患者（立ち上がり、頭を下げて診察室を出て行く）

一般的に、主治医の「それでは今日はこれで終わります」という言葉は、合図のようなものでその言葉を聞くと大抵の患者は、立ち上がり挨拶をして診察室の外に出る。普段の会話は、いくつかの語を省略して話される。それは、話の流れから文意を肌で感じ取って、会話のやり取りがなされているからである。しかし、想像やコミュニケーションの障害がある場合は文脈での補いは困難であるので、こちらが困難さに配慮し言い方を変える必要がある。主治医が「一旦待合室に出て、お会計をお待ちください」と言いかえれば、診察室から待合室へ行くことができる。その患者は、診察室に居直って困らせてやろうとはさらさら考えていない。私たちが、「A と言えば普通 B を含むでしょう」という常識的な枠組みを用いることで、互いの認識にズレが生じるのである。ただ厄介なことに、だれにでも同じように言いさえすれば解決するという問題ではない。この例で言えば、一同（・・・）という間は、支援者が患者を理解しようと立ち止まる契機となっている。つまり、ズレが生じているということに気づき、立ち止まり、理解しようと努めるプロセスが大事なのである。

発達障害があるなしに関わらず、人間は、生まれもってもつ体質や気質と呼ばれる脳機能の特性があり、それぞれが個性的な存在である。それぞれに長所もあれば短所もある。ましてや発達障害という脳機能の障害においては、もののとらえ方、見え方、感じ方が違う。そのうえ、その表現の仕方も違う。しかし、違うからこそ違う能力が存在し、だれもが予想もしなかったことを為し得たりする。発達障害者のその本質をとらえないで、その他大勢との比較においてとらえてしまうと、その人の生来の可能性は、無視されるか、抑圧されるか、「標準」に一致されるべき特性とみなされてしまうのである。

支援者は、発達障害者とのかかわりを通して、既存の支援者自身の「標準」という枠組みの知識や解釈の限界を知り、一旦それらを取り除く必要性に迫られる。支援者の既存の概念を一旦取り除くことができたならば、発達障害者の「ちがう」行動からも「その人らしさ」という肯定的な意味として感じることにつながる。結果、支援者は、対象者のなかに「可能性」を発見することができる。「可能性」を発見できた支援者は、その可能性を引き出すためのケアを実践することとなる。そのケアによって、その人の中に潜在していたものをだんだんと明白にして現実化させる。その姿を目の当たりにできた支援者もまた、自身の「標準」という枠組みの知識や解釈の限界を知り、一旦それらを取り除くことによって得られた新しい概念が自身の成長の証となっていること気づかされることになる。

う。発達障害者への支援を通して、互いが成長できるような相互関係を築いくことは、まさにケアの本質であると感じている。

V. 研究の課題

発達障害者は、見た目だけではなかなか障害の存在を理解されにくく、そのため社会の中で「生きにくさ」を感じ生活をしている。障害をもつ人が当たり前のように人から理解され、支援され、ケアされ、生来の資質を現実的に満遍なく開花させて、その資質を最も優れた形で発揮させるためには根本的にどのような考え方によって実現できるのか。今後、J. デューイの教育理論や哲学を用いて再考していこうと考えている。

書 評

書評

坂野徹『帝国日本と人類学者 1884—1952年』勁草書房、2005年

(ISBN 978-4326101566)

素朴な、あまりに素朴な「人類学史」論

——問われる「科学史」的観点・政治的「イデオロギー」性——

GSSC 中国事情研究会

増子 保志

本書は著者によれば、近代日本における人類学の歴史的な展開を、1884（明治17）年の人類学会設立時からGHQによる占領終了の1952（昭和27）年までの時期に焦点を当て、科学史的観点から当時の人類学者が語った言説を中心としてその政治性を跡づけしたものである。

人類学と植民地主義の結び付きに関しては、エドワード・ザイードの『オリエンタリズム』（1978）が代表的な見解を提示している。彼が喝破しているように、人類学が植民地拡大とともに発展し、かつ人類学者が植民地支配を支える研究を行ってきたことは周知の事実である。

著者の問題意識は、西欧の人類学者と同様に日本の人類学者が日本の統治下の諸地域で行われた調査研究には、当時の統治状況が様々な形で刻み込まれており、人類学を一つのケーススタディとして、学問という営みをめぐる政治性を考察することにあるという。それ故、著者は日本における人類学の誕生から日本人種論、人類学者のアイヌ認識、統治下の台湾や朝鮮、南方諸島における人類学的研究等での人類学者の行動や言説からその政治性を解き明かすことを目標としている。

しかしながら、その内容は、自然人類学、文化人類学、民俗学とあまりに広範囲にわたって論述しているためか、その内容は浅く、疑問点が多い。

まず不明なのは問題探求の枠組みである。著者の言う「科学史的観点」（1頁）という言葉である。一体「科学史的観点」とは如何なるものなのか本書では述べられていない。また、「日本における人類学の歴史とは、近代日本がいかに自己と他者を認識し、両者のあいだにいかなる関係を取り結ぼうとしてきたかという自—他関係の歴史を映す鏡にほかならない」（5頁）。著者のいう「歴史を映す鏡」とは如何なる鏡なのかについても論究されていない。

結論部が象徴的である。煩を厭わず著者の言葉を掲げよう。

「少なくとも本書における分析で明らかになったと思われるのは、人類学という知のなかに、完全に非政治的（非イデオロギー的）で客観的な領域と、政治的（イデオロギー的）な領域があるといった素朴な二分法を採ることはもはや不可能だということである。人類学者たちは、まさしく近代日本が置かれた地政学的な空間のなかで、その調査研究を行っており、その自－他認識は、近代日本がたどった帝国主義的拡大の歴史と密接に関わっているという意味において、同時代の政治・社会をめぐる状況と無縁ではありえなかった。（略）かくして、本書の議論から最終的に導かれるのは、学問をめぐる政治性に自覚的であることがどんな研究者にも必要だという至極当たり前の主張である。我々はみな、自らを取り巻く大小の政治状況のなかで思考しており、そこで生み出される理論と実践は、すべて何らかの意味で政治性を帯びている。」（505 頁）

一体この結論は何なのだろう。この当たり前の結論に至るのに約 500 頁を費やしているのである。さらには、「本書で十分に扱えなかった人類学の政治性をめぐる問題について」（504 頁）とある。が、そもそもこの本の主題は人類学者の言説から、人類学の政治性を考察することにあつたのではないのか。

著者は科学史家にもかかわらず、日本人類学の通史を概観した『日本の人類学』（思索社）の著者である寺田和夫を自然人類学者と誤認している。（7 頁）（確かに寺田は理学部人類学科卒だが、専攻は文化人類学）本当に資料を精査しているのだろうか。

「あとがき」では、正直にも自ら研究の不十分さを認めている。

「本書の方法論に対しては、例えば、人類学者の研究対象とされた植民地住民の主体性や観察者と被観察者のあいだの相互関係が捉えられておらず、（略）極論すれば、本書自体がある種の植民地主義に陥っている。」

「本書では多種多様な研究者を取り上げた分、個々の研究者の言説や実践についての分析に不十分さが残る。」（507 頁）

面白いのは最後になって「私がここで試みようとしたのは、人類学という学問をめぐる政治性を考えるための一つのたたき台を提示することであつた」（508 頁）とトーンを落としている。

一体、この著者は何のために大部の本書を著したのであるだろうか。本書は、ただ年代的にトピックスなものを列記しただけで、まとまりのないものになってしまっていることはまぎれもない事実。と感ずるのは私だけではないだろう。考察の視点や理論的枠組みの一貫性も、基本カテゴリーの概念規定も、叙述全体の統一性もない。これが著者の言うところの科学史的観点なのであるだろうか。

結局のところ敗戦で、いわゆる“お上”側にいた学者や文化人の言説は、その

意図が如何なるものであっても“戦争協力”という枠組みの中で捉えられ、戦後にその「反省」がないと批判されてしまう。戦争期の言説に関しては、戦争記録画を描いた画家の藤田嗣治しかり、“のらくろ”の田河水泡しかり、その政治性やプロパガンダ性などマイナスの部分だけを無暗にフレームアップせず、日本文化にいかに関与したのかというプラスの部分についてもバランス良く評価されるべきであろう。

書評

廣野由美子『批評理論入門』中公新書、2005年
(ISBN 978-4121017901)

小説「批評」の方法論と論理構造を徹底解剖

長井 壽満

人間の営みとして文字を使った表現は古今東西から存在している。学問として「小説」というジャンルが生まれたのは、18～19世紀産業革命以降、グーテンベルグ印刷技術・出版業が確立してからである。小説・文学というジャンルが確立されるのと平行して小説批評・文学批評のジャンルも学問として確立された。現在の小説は西洋産業革命の落とし子としたら、小説批評方法論も近代西洋の思考方法からは逃げられない。近代西洋式評論・読み方の know how がぎっしり詰まっている一冊である。

『フランケンシュタイン』解剖講義」という副題のついた本書では、西洋科学の学問として、小説批評をする際の方法論をイギリスの小説家メアリ・シェリー (Mary Wollstonecraft Shelley, 1797～1851) 作、『フランケンシュタイン』を例にして詳細に議論している。小説をテーマにして研究を進めている研究者にとっても一読に値する本である。新聞には「書評」が毎週掲載されている。小説に対する評論活動も盛んである。それらの評論の論理構造は本書の方法論を援用している。

本書は新書である。しかし、内容は論文である。多くの人は印象や直感のみ頼って小説(テキスト)を読んでいる。小説を本書に述べているような方法論で書かれていることを知ってから読むと、本の楽しみ方が増えるだろう。

『フランケンシュタイン』は1818年に出版された。小説『フランケンシュタイン』はあまり読まれていない作品である。それにもかかわらず、なぜフランケンシュタインの名は、これほどまでに知れ渡っているのだろうか。『フランケンシュタイン』の話に基づいた映画が400以上もあるという。『フランケンシュタイン』は400通り以上の解釈が可能な小説、言い換えると400通りの楽しみ方ができる小説なのである。近代西洋科学の方法論で分類・カテゴリー化してから、細かくされた小説の諸要素を組み合わせると400通りの楽しみができてしまったのである。

本書の前半は「小説技法篇 (15 技法)」、後半は「批評理論篇 (13 理論)」と二部構成となっている。この本の一部を紹介しよう。小説には現実の世界から虚構の世界へ導く仕掛けが必要である。自分が小説の中に入り込み「幻想体験」を通じて小説を楽しむのである。小説の冒頭部は非常に重要な部分である。冒頭部が現実の世界と虚構の世界を分かち「敷居」のようなものである。敷居をまたいだあと、読者は小説世界の中の情報を、あれこれ頭に叩き込まなければならない。人物の名前、人間関係、時、場所などの情報を記憶しつつたえず推測を働かせなければ、物語についていけなくなる。そのために作者は色々な工夫をするのである。どんな工夫・トリックがあるかは本書を読んでものお楽しみである。著者は技法として1. 冒頭、2. ストーリーとプロット、3. 語り手、4. 焦点化、5. 提示と叙述、6. 時間、7. 性格描写、8. アイロニー、9. 声、10. イメジャリー、11. 反復、12. 異化、13. 間テクスト性、14. メタフィクション、15. 結末、の15項目を挙げている。批評理論として1. 伝統的批評 (道徳的批評・伝記的批評)、2. ジャンル批評 (ロマン主義文学、ゴシック小説、リアリズム小説、サイエンス・フィクション)、3. 読者反応批評、4. 脱構築批評、5. 精神分析批評 (フロイト的解釈、ユング的解釈、神話批評、ラカン的解釈)、6. フェミニズム批評、7. ジェンダー批評 (ゲイ批評、レスビアン批評)、8. マルクス主義批評、10. ポストコロニアル批評、11. 新歴史主義批評、12. 文体的批評、13. 透明な批評の13項目が挙げられている。

これらの技法がすべて『フランケンシュタイン』という一冊の本の中に含まれている。これだけの論点を『フランケンシュタイン』一冊の本から抽出し、学として議論できる。もちろん、小説によっては技法と理論がダブルこともある。

筆者は独文学を専攻しイギリス小説を研究している。イギリスは産業革命発祥の地でもある。小説家チャールズ・ディケンズ (Charles John Huffam Dickens、1812年2月7日～1870年6月9日) はイギリスが生んだ世界初の大量小説家である。筆者は豊富なヨーロッパ近代文明の知識を背景にして、見事に小説批評論を整理・分類している。文学論というと、抽象的な議論に傾きがちだが、本書は具体的な事例として『フランケンシュタイ』を多面的な角度から評論している。

小説の作者は個である読者を知らないで作品を書き、読者は作者個人を知らない環境で作品を読む。小説は作者と読者が作り出す不思議な「共通幻想空間」である。本書はこの空間 (小説) の仕組みと読み方を近代西洋の思考方法に基づいてコンパクトかつ具体的に論じている数少ない本の一冊である。

総会・研究大会報告

学会大会報告

日本国際情報学会
理事 村上 恒夫

28日の総会では、学術会議認定の学会として、新たな船出を迎えるにあたり、活発な討議が行われました。役員の変動も承認されました。山本忠士氏が監事から理事に就任、石井忠史氏が理事から顧問に就任、西尾安正氏が監事に就任し、新体制となります。来年の大会開催地は、理事会に一任され、現在協議中です。

また、午後からは講師を招いての講演、翌29日には会員による研究発表が行われ、盛況のうちに閉会となりました。ここに謹んでご報告いたします。

11月28日(土)総会及び講演会 市ヶ谷・日大会館702号室

11:00-12:00 総会

13:00-14:00 星 亮一 「坂本龍馬の謎」

14:20-15:20 諏訪一幸 「中国で頻発する集団抗議行動-背景、
対策そして脅威度」

15:40-16:40 崔 世広 「東アジア共同体の可能性-文化的側面から探る」

11月29日(日)研究発表 市ヶ谷・日大会館702号室

10:30-11:00 小笠原 裕 「ストレージベンダにおけるクラウドコンピューティング対応」

11:10-11:40 坊農 豊彦 「自己創出システムにおける意識分析」

13:00-13:30 立石 佳代 「職場ストレスマネジメント-最近の傾向と対策-」

13:40-14:10 長谷川昌昭 「“そこを知りたい” 自動車爆弾の抑止策と海外旅行
時の安全廉価な達成感享受の旅行術」

14:20-14:50 村上 恒夫 「研究とは何だ!? 研究テーマを再確認」
-陰謀説に押されて事実は歪む-(討論会形式)

15:00-15:30 安保 克也 「インターネット上におけるプライバシー保護」



講演会 星亮一氏「徳川幕府と自民党」より

事務局連絡

【役員異動】 (敬称略)

2009.11.28 付

- ・石井 忠史 理事(退任) 顧問(就任)
- ・山本 忠士 監事(退任) 理事(就任)
- ・西尾 安正 監事(就任)

【事務局異動】 (敬称略)

2009.4.1 付

- ・兒玉 善子 事務局長補佐(就任)

学会組織表(2009.12.1 現在) <http://gssc.jp/siss/grijisyo.htm>

2009 年度 地方研究発表会(大阪市)

今回の発表会の大テーマは「現代を生きる、国際社会の中の関西」と題して 12 名の本学会員の研究者に、各位の研究テーマにて発表していただきました。参加者は合計 31 名で学会メンバー以外にゲスト参加もあり大盛況の中、無事に終了いたしました。

2009.7.11 (常翔学園大阪センター304会議室) 発表会

大テーマ: 「現代を生きる、国際社会の中の関西」

概 要: 今回開催する研究会は、研究専門分野を越えた思索フォーラムを形成し、豊かな共生と自己形成を目指して、現代社会における新たな学術的価値創造を志向する研究交流会といたします。

日 程: 平成 21 年 7 月 11 日 AM10:00-PM17:15



2009.7.11 (常翔学園大阪センター304会議室) 発表会

地方研究発表(大阪市)プログラム

セッション		
【開会挨拶】	会長	近藤大博 (日本大学大学院教授)
【発表 1】「地方分権の方向性」		安田 守
【発表 2】「国際対応可への一考察」		長谷川 昌昭
【発表 3】「情報収集と未来予測の一考察」		堀内 義章
【発表 4】「自己創出システムにおける意識分析」		坊農 豊彦
【発表 5】「スピリチュアルケアの探求」		兒玉 善子
【発表 6】「死への恐怖と受容」		柏田 三千代
【発表 7】「北山河の俳句指導」		岡本 由実子
【発表 8】「芭蕉の発句と杜詩」		山本 勝久
【発表 9】「枯野抄」その後 - 芭蕉終焉の旅路 -		木佐貫 洋
【発表 10】『サミュエル・ベケットの初期短編小説について を関西弁で演じる試みについて』	『追放者』	石田 雅章
【発表 11】「英語スピーチによる国際化教育の可能性」		清水 利宏
【発表 12】「オペラに見る愛国情心(仮題)」		鈴木 満由美
【学会 PR】	事務局長	増子 保志
【閉会挨拶】	理事	佐々木 健 (日本大学大学院教授)

【事務局からのお知らせ】

現在、会員向けのメーリングリストを運用しております。学会情報は、このメーリングリストで会員の皆様にご連絡しております。まだ学会情報をメールで受けておられない方や、メールアドレスを変更された方は、登録しますので事務局へご連絡ください。

日本国際情報学会事務局 増子 保志 [siss-work\(a\)gssc.jp](mailto:siss-work(a)gssc.jp)
 (メール送信の際は (a) 半角@ に変えてください)

日本国際情報学会誌規程

日本国際情報学会誌規程

第1条 (目的)

1 日本国際情報学会（英文名：Japanese Society for Global Social and Cultural Studies、以下「学会」という）は、学会の活動成果の発表を目的に日本国際情報学会誌『国際情報研究』（英文名：The Journal of Japanese Society for Global Social and Cultural Studies、以下「学会誌」という）を発行する。

第2条 (編集委員会)

- 1 学会誌の企画、原稿の募集（依頼）及び編集のために編集委員会を置く。
- 2 編集委員会は、編集委員長、編集副委員長各 1 名、および編集委員若干名によって構成される。
- 3 編集委員長は、会長、副会長、理事の中より理事会が選任する。
- 4 編集副委員長は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会が選任する。
- 5 編集委員は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会の承認を得るものとする。

第3条 (執筆者の資格)

- 1 執筆の資格を有する者は次の各号に掲げる者とし、執筆は公募及び依頼とする。
 - (1) 会員
 - (2) 会員を筆頭執筆者とする共同執筆者
- 2 前項各号に掲げる者以外の者から執筆の申し出があった場合には、編集委員会はこれを承認することがある。

第4条 (原稿の要件)

- 1 学会誌に執筆する原稿の要件は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 未発表の原稿であること。

- (2) 完成原稿であること。
- (3) 原稿の種類は、次のいずれかに該当するものであること。

①論文 ②研究ノート ③資料・情報 ④その他編集委員会が認めたもの。

- (4) 論文の原稿は、表、図、写真を含め12ページ以内とすること。研究ノートその他は特に形式は定めないが、論文に準拠することが望ましく、またそのまま掲載できる完全原稿とし、400字原稿用紙で20枚以内とする。ただし、編集委員会が、特別の事由を認めたときはこの限りではない
- (5) グラフを含む表、図、写真は、そのまま製版できるように作成すること。
- (6) 原稿の使用言語は、印刷可能な言語の範囲内とすること。

第5条 (原稿の採択)

- 1 執筆原稿が学会の主旨及び第4条・第7条に規定する原稿の要件・形式に合致しないとみとめられる場合には、編集委員会は執筆者と協議して、改善を求めるか、又は、不採用とすることができる。
- 2 投稿原稿の採否は、以下の(1)から(5)の細則に従い、各分野の専門家(レフェリー)に投稿原稿の査読を依頼し、その意見をもとに編集委員会で審議し、決定する。
 - (1) 投稿原稿は、まず編集委員会において、その内容について第一次審査を行う。
 - (2) 第一次審査にパスした原稿は、匿名でレフェリーに送られ、審査を受ける。レフェリーからの審査意見は、学会誌編集長に伝達される。
 - (3) 投稿原稿は、レフェリーの審査意見をもとに編集委員会で審議し、採否を最終決定する。
 - (4) 審査にあたる、レフェリーの名前は公表しない。
 - (5) 編集委員会の判断により原稿執筆者に、内容変更の依頼を行うことがある。

第6条 (学会誌の発行)

- 1 学会誌は、各年度1回発行することとし、各年度の原稿募集(依頼)・執筆期限・発行期日等は、編集委員会が決定し、公表する。

第7条 (論文原稿の形式)

- 1 学会誌に執筆する論文原稿の形式は、編集委員会が別に定める「日本国際情報学会誌執筆要領」によるものとする。ただし、規定要領ではその論文の真価を表現できないと編集委員長が認めた場合は、別途編集委員会が定めた形式による。

第8条 (論文等の転載)

- 1 学会誌に掲載された論文の転載は、その学会誌発行後半年を経過していない場合は、編集委員会と協議し、承諾を得るものとする。
- 2 転載論文等には、学会誌に初出した旨を付記するものとする。

第9条 (校 正)

- 1 校正是著者校正とし、校正期限を遵守し、校正時に大幅な訂正を行わないこととする。
- 2 前項の規定に反し、執筆者が校正時に大幅な訂正を行い、学会誌の発行に重大な支障をきたすおそれがある場合には、第5条第1項の規定を準用する。

第10条 (原稿料)

- 1 原稿料は、会員以外の者への依頼原稿を除き、無料とする。

第11条 (改 廃)

- 1 この規程の改廃は、編集委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

平成17年5月 第5条を改定する。

平成21年12月 第1条を改定する。

初回 平成15年8月30日理事会決定

第1回改定 平成17年5月1日理事会決定

第2回改定 平成21年12月18日理事会決定

編集後記

論文集は本年度で第 6 巻までの発行となりました。これも近藤会長、佐々木編集委員長をはじめとする編集委員会の皆様の功勞です。

事務局では業務運営の基盤整備を行いました。論文集編集や総会・研究大会を進める中で学会の皆様から、いろいろなご意見をいただき、もっと充実させなければいけないと痛感しております。

やるべきことが多すぎて、まずは何かと着手しようかと途方に暮れていたとき、気分を変えて、傍らにあった松下翁の『素直な心になるために』を再読してみました。

とにかく、まずは、初心に戻り自分に対して「素直な心」を持つ、ここからスタートすることが大切ではないか、と思った次第です。

編集委員会 委員長 佐々木 健
委員 村上 恒夫
委員 増子 保志
委員 坊農 豊彦

『国際情報研究』第6号 2009年度 日本国際情報学会誌

2009年12月20日発行 領価2,000円 (CD配布・送料込み)

発行 日本国際情報学会
埼玉県所沢市中富南 4-25
日本大学大学院総合社会情報研究科
近藤研究室内
TEL 04-2996-4160
FAX 04-2996-4163
URL <http://gssc.jp/siss/>

編集 日本国際情報学会 編集委員会

無断転載を禁ず

Japanese Society for Global Social and Cultural Studies 2009

Articles

- Development and Ecology in Chinese Economy
AOYAMA, Meguri ----- 2
- The Concept of Framing in Political Consciousness
Research Reexamined
KIMURA, Jun ----- 14
- A Comparative Study of Metaphors in Business Speeches
- The Words of CEOs at Chrysler Corporation and Nissan Motor Company -
SHIMIZU, Toshihiro ----- 20
- How to Make the Best Use of Video-recorded Operas
- A Passageway to Full Appreciation of Works of opera -
SUZUKI, Mayumi ----- 29
- Defamation on the Internet: Domestic Cases in Japan
ANBO, Katsuya ----- 39

Research Notes

Book Reviews

Newsletter